

- 令和6年度 -

新温泉町予算説明書



「人と牛が共生する美方地方の伝統的な但馬牛飼育システム」が世界農業遺産に認定されました。

まちを知る
考える 参画する

私たちの新温泉町

----- 目 次 -----

1 豊かな資源を生かして産業を育てるまち	・・・ 4	5 自然と調和して心地よく暮らせるまち	・・・ 33
①農林畜水産業の振興 ②商工業の振興 ③観光業の振興 ④地域産業の振興 ⑤起業・雇用対策の推進		①自然環境の保全 ②生活環境の充実 ③循環型社会の形成 ④高度情報化の推進 ⑤安心な消費生活の推進 ⑥温泉配湯の利活用	
2 ふるさとを愛する次世代を育て見守るまち	・・・ 13	6 住民と行政が夢をふくらませるまち	・・・ 39
①子育て支援の充実 ②教育の充実 ③青少年の健全育成 ④生涯学習の推進 ⑤スポーツの振興 ⑥歴史・文化・芸術の振興		①参画と協働の推進 ②人権・平和の尊重 ③行財政改革の推進 ④広域連携・交流の強化 ⑤情報発信の強化	
3 みんなで支えあう絆のあるまち	・・・ 23	※資料	
①健康づくりの推進 ②医療環境の充実 ③地域福祉力の向上 ④高齢者福祉の充実 ⑤障がい者福祉の充実		まちの台所事情	・・・ 42
4 安全で住みやすい環境の整ったまち	・・・ 28		
①消防・防災の推進 ②道路網の整備 ③交通・移動手段の充実 ④交通安全・防犯対策の充実 ⑤上下水道の整備 ⑥市街地の整備			

1 予算概要

(1) 一般会計

令和6年度予算は、直面する物価高やデジタル社会への変革期においても、住民が安心して暮らせるよう住民目線の施策を展開しながら、第2次新温泉町総合計画に基づき、更なる事業の深化を図ります。特に、地域の宝である、子どもに対する施策を重点的に展開し、将来的に人が地域に根付き、さらなる地域の活力の確保につなげていく好循環を生み出し、本町が将来にわたり持続的に発展を続けていくためのまちづくりを推進します。

(2) 特別会計

国民健康保険事業特別会計では、利用者への環境改善のため、歯科診療施設改修事業を行います。

浜坂地区残土処分場事業特別会計は、浜坂道路Ⅱ期事業などの公共事業等の促進を図るため、和泉谷残土処分場において残土の受入を継続します。

(3) 公営企業会計

公営企業会計は、民間の企業と同様に独立採算が原則であることを念頭に、収支計画・事業計画に基づいた経営を行わなければなりません。

費用対効果を考慮しつつ、下水道事業会計は温泉中央監視装置設備他改築工事等を実施します。

公立浜坂病院事業会計では、医療機器更新・施設改修を行い、利用者に対するサービス向上を図ります。

2 一般会計

(1) 歳入概要

①町税

令和6年度は、前年度の決算見込み、国の制度改革等を勘案し、個人町民税は、国の定額減税による減収を見込み、前年度比513万円減(1.1%減)、法人町民税は、前年度比542万円増(10.4%増)を見込みました。固定資産税は、評価替えに伴う減収を見込み、前年度比3,427万円減(5.7%減)を見込みました。また、入湯税は、社会経済活動の回復に伴う観光需要の増加により、観光客入込数が徐々に回復することを見込み、前年度比312万円増(12.3%増)を見込みました。これらの結果、町税総額は12億3,690万円、前年度比2,853万円減(2.3%減)を見込みました。

②地方交付税

国の地方財政計画では、地方交付税の総額は18兆6,671億円、前年比3,060億円増(1.7%増)となり、6年連続の増額となっています。本町の普通交付税は、地方財政計画に基づく地方交付税の増、臨時財政対策債発行可能額減少に伴う普通交付税の増、町債償還金増額に伴う公債費算入額の増、「地域デジタル社会推進費」及び「地域社会再生事業費」が引き続き措置されること等を見込み、45億4,500万円、前年度比1億3,500万円増(3.1%増)を見込みました。

③町債

町債の残高及び後年度償還負担に留意しながら過疎債及び合併特例債など後年度に交付税算入のある町に負担の少ない有利な起債の発行に配慮しました。

(2) 歳出概要

①一般行政経費

歳歳入と歳出のバランスを図り、経費節減に努め、物価高騰に伴う施設維持管理経費、デジタル化推進に係る経費等を見込み、一般行政経費の総額は、89億1,379万円(前年度比7億8,992万円増、9.7%増)となりました。

②投資的経費

町の総合計画、過疎計画、財政計画など既存計画に基づき、計画的に事業実施しています。

補助事業は、消雪工改良事業、道路施設等長寿命化事業、浜坂踏切拡幅事業を実施します。

県営負担金事業は、対田地区用水路・排水路整備事業、前地区ほ場整備事業、公共街路・県単独街路事業(浜坂駅港湾線)、急傾斜地崩壊対策事業を実施します。

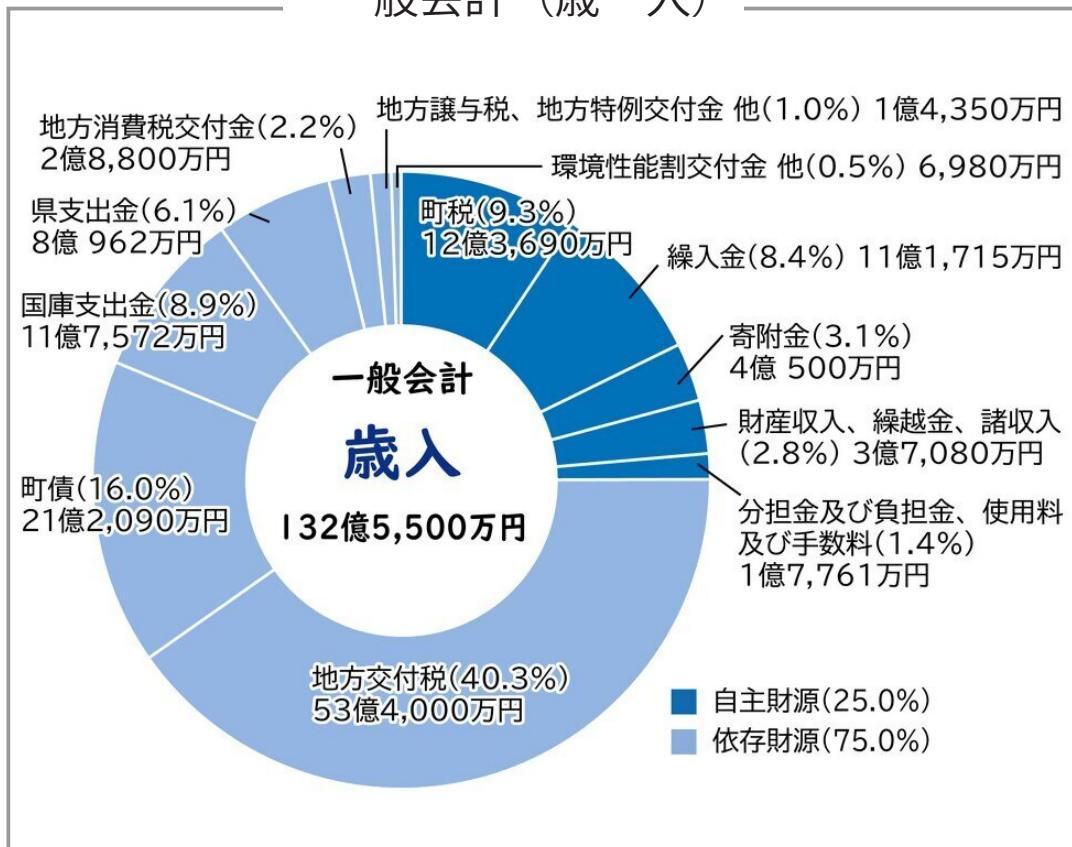
単独事業は、庁舎トイレ等改修事業、町民センター空調設備改修事業、ケーブルテレビ施設整備事業、保健福祉センター空調設備等改修事業、林道改良事業、道の駅整備事業、観光施設等整備事業、町道改良事業、河川改良事業等を実施します。

災害復旧事業は、町道久谷桃觀線災害復旧事業を実施します。

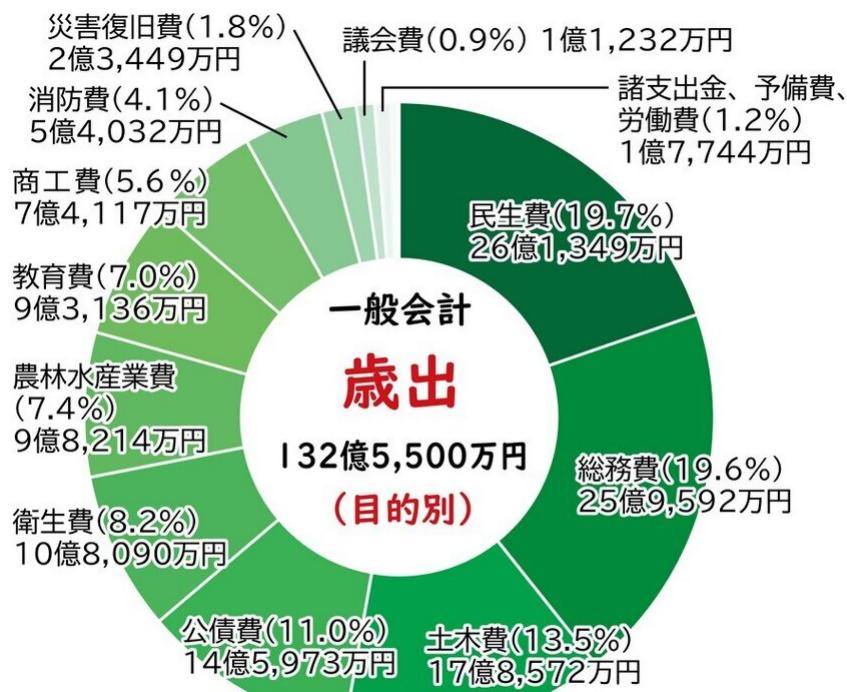
投資的経費の総額は、23億6,242万円(前年度比2億3,182万円増、10.9%増)となりました。

令和6年度予算概要

一般会計（歳入）



一般会計（歳出・目的別）



1. 豊かな資源を生かして産業を育てるまち

(単位:千円)

主要施策名	事業名及び主な事業の内容	予算額																																				
(1)農林畜水産業の振興	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">款</td> <td style="padding: 2px;">6</td> <td style="padding: 2px;">項</td> <td style="padding: 2px;">1</td> <td style="padding: 2px;">目</td> <td style="padding: 2px;">3</td> <td style="padding: 2px;">農業振興費</td> <td style="padding: 2px;">所管</td> <td style="padding: 2px;">農林水産課</td> </tr> </table> <p>(継続) 新規就農者確保事業 次世代の農業を担うことを志向する経営開始直後の新規就農者に対して、資金を交付します。 * 対象：49歳以下 年間最大150万円交付</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">款</td> <td style="padding: 2px;">6</td> <td style="padding: 2px;">項</td> <td style="padding: 2px;">1</td> <td style="padding: 2px;">目</td> <td style="padding: 2px;">3</td> <td style="padding: 2px;">農業振興費</td> <td style="padding: 2px;">所管</td> <td style="padding: 2px;">農林水産課</td> </tr> </table> <p>(継続) 中山間地域等直接支払事業(第5期:R2～R6) 担い手育成による農業生産活動等の維持を通じて、耕作放棄地発生を防止し、農地の多面的機能の保全を図ります。 中山間地域等と平地地域との生産条件の不利を補正します。 * 交付金：国2/4 県1/4 町1/4 * (通常) 19集落 A=356.51ha * (8割) 8集落 A= 48.69ha</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">款</td> <td style="padding: 2px;">6</td> <td style="padding: 2px;">項</td> <td style="padding: 2px;">1</td> <td style="padding: 2px;">目</td> <td style="padding: 2px;">3</td> <td style="padding: 2px;">農業振興費</td> <td style="padding: 2px;">所管</td> <td style="padding: 2px;">農林水産課</td> </tr> </table> <p>(継続) 環境保全型農業直接支払事業 地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して、当該営農活動の実施に伴う追加的な費用を支援します。 * 支援対象者：①農業者の組織する団体 ②一定条件を満たす農業者等 * 支援対象取組： 1. ①化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組とカバーカロップの作付を組み合わせた取組 2. ①とリビングマルチ・草生栽培を組み合わせた取組 3. ①と炭素貯留効果の高い堆肥の施用を組み合わせた取組 4. 有機農業の取組（化学肥料、農薬を使用しない取組） * 取組助成：上限14,000円/10a * 交付金負担割合：国2/4 県1/4 町1/4</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">款</td> <td style="padding: 2px;">6</td> <td style="padding: 2px;">項</td> <td style="padding: 2px;">1</td> <td style="padding: 2px;">目</td> <td style="padding: 2px;">3</td> <td style="padding: 2px;">農業振興費</td> <td style="padding: 2px;">所管</td> <td style="padding: 2px;">農林水産課</td> </tr> </table> <p>(拡充) 農業用ハウス設置支援事業 高収益な野菜等の安定的な生産・出荷の促進による生産規模の拡大及び農業者の所得増大を図るため、農業用ハウスの設置に係る経費の一部を助成します。 令和6年度からは、補助金の上限を200万円に拡充し、農業者の生産規模拡大を支援します。 * 補助対象者：①町内で営農する個人、法人又はその他団体 ②1棟100m²以上のパイプハウス ③出荷するための農産物を生産すること ④耐用年数期間中は施設園芸共済等の保険に加入すること ⑤他の補助金等の交付対象でないこと * 補助対象経費：資材費、施工費 * 補助率及び上限：補助対象経費の1/2以内（補助金上限200万円）</p>	款	6	項	1	目	3	農業振興費	所管	農林水産課	款	6	項	1	目	3	農業振興費	所管	農林水産課	款	6	項	1	目	3	農業振興費	所管	農林水産課	款	6	項	1	目	3	農業振興費	所管	農林水産課	3,600
款	6	項	1	目	3	農業振興費	所管	農林水産課																														
款	6	項	1	目	3	農業振興費	所管	農林水産課																														
款	6	項	1	目	3	農業振興費	所管	農林水産課																														
款	6	項	1	目	3	農業振興費	所管	農林水産課																														
		83,814																																				
		2,341																																				
		2,000																																				

(1)農林畜水産業の振興	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>6</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>3</td><td>農業振興費</td><td>所管</td><td>農林水産課</td></tr> </table> <p>(新規) 新規生産者スタートアップ支援事業</p> <p>生産農家の拡大と農家の収益性向上を図るため、需要があり一定の収益が見込まれる農産物（ピーマン、菊）の生産に取組む農家に対して、資材購入費の一部を助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> *補助対象者：町が主催する農業セミナーに参加（受講済者含む）し、新たに基準数量を栽培する者 *対象農産物：ピーマン、菊 *補助対象経費：資材費（複数年使用可能なものに限る）、出荷登録料、苗代（菊のみ） *補助率及び上限：補助対象経費の1/2以内 補助金上限（ピーマン：10万円、菊：5万円） 	款	6	項	1	目	3	農業振興費	所管	農林水産課	500
款	6	項	1	目	3	農業振興費	所管	農林水産課			
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>6</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>3</td><td>農業振興費</td><td>所管</td><td>農林水産課</td></tr> </table> <p>(新規) 農地有効活用総合対策事業</p> <p>地域農業の持続的発展と集落機能の維持・活性化を図るため、耕作放棄地の解消とその発生防止、農地の集積・集約、未整備農地等の有効活用を進める取組を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> *対象農地：①事業実施年度の前年度から事業実施年度の間に、農地バンクを通じて借り受ける農地 ②1号遊休農地又は再生利用が困難な農地 ※①②の両方を満たす必要あり *補助額：1号遊休農地 30,000円/10a 再生困難な農地50,000円/10a *補助対象経費：再生作業（刈払い、耕起作業）に係る経費等 	款	6	項	1	目	3	農業振興費	所管	農林水産課	150	
款	6	項	1	目	3	農業振興費	所管	農林水産課			
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>6</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>4</td><td>畜産業費</td><td>所管</td><td>農林水産課</td></tr> </table> <p>(継続) 畜産振興(優良牛確保)事業</p> <p>全国和牛の改良用素牛供給地として、良質な但馬牛生産の安定化を図り、育種基地として優良牛の確保に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 斡旋会導入 25万円か斡旋価格の1/4のいずれか少ない額／頭 市場購入 25万円か落札金額の1/4のいずれか少ない額／頭 自家保留 5万円／頭 波系導入加算 5万円／頭加算 *斡旋会 3頭、市場導入・自家保留44頭 計47頭 *波系加算 4頭 	款	6	項	1	目	4	畜産業費	所管	農林水産課	6,700	
款	6	項	1	目	4	畜産業費	所管	農林水産課			
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>6</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>4</td><td>畜産業費</td><td>所管</td><td>農林水産課</td></tr> </table> <p>(新規) 良質堆肥生産支援事業</p> <p>[地方創生臨時交付金活用事業]</p> <p>良質堆肥を生産し、耕畜連携を図るとともに、資源循環型農業の取組みを進めることを目的として、但馬牛を生産している畜産農家に対し、おが粉の購入経費の一部を助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> *対象農家：①肥料の品質の確保等に関する法律に基づき届出を行い、かつ申請年度に堆肥成分分析を行っている者 ②申請時に肉用牛生産を行っている畜産農家 *補助対象額：おが粉購入費の1/2以内 (年間の購入量が基準数量を超えた場合に限る) *補助上限額：10万円 	款	6	項	1	目	4	畜産業費	所管	農林水産課	2,000	
款	6	項	1	目	4	畜産業費	所管	農林水産課			

(1)農林畜水産業の振興	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>6</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>7</td><td>土地改良費</td><td>所管</td><td>農林水産課</td></tr> </table> <p>(継続) 前地区県営ほ場整備事業</p> <p>新温泉町前・石橋地内において担い手への農地の集積集約化を加速させるため、農地中間管理機構が借り入れている農地について、県営土地改良事業により区画整理を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 実施地区：前地区 * 区域面積：14.0ha * 整備内容：区画整理、農道整備、用排水路整備、暗渠排水 * 事業期間：R 4～R 8 * 概算総事業費：4.9億円 * 令和6年度事業：実施設計（1,2工区）、工事（3工区） * 負担率：国62.5% 県27.5% 町10% 地元0% 	款	6	項	1	目	7	土地改良費	所管	農林水産課	11,270
款	6	項	1	目	7	土地改良費	所管	農林水産課			
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>6</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>7</td><td>土地改良費</td><td>所管</td><td>農林水産課</td></tr> </table> <p>(新規) 対田地区用水路・排水路整備事業</p> <p>新温泉町対田地区の耕地内にある用水路及び排水路において、施設の老朽化により営農に影響を及ぼしているため、整備工事を実施し対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 実施地区：対田地区 * 実施内容：用水路整備L=7.5km * 事業期間：R 6～R 10 * 概算総事業費：4.3億円 * 令和6年度事業：実施設計 * 負担率：国55.0% 県30.0% 町12.0% 地元3.0% 	款	6	項	1	目	7	土地改良費	所管	農林水産課		
款	6	項	1	目	7	土地改良費	所管	農林水産課			

(1)農林畜水産業の振興	<table border="1"> <tr> <td>款</td><td>6</td><td>項</td><td>2</td><td>目</td><td>2</td><td>林業振興費</td><td>所管</td><td>農林水産課</td></tr> </table> <p>(拡充) 有害鳥獣防除事業</p>	款	6	項	2	目	2	林業振興費	所管	農林水産課	103,016
款	6	項	2	目	2	林業振興費	所管	農林水産課			
	<p>新温泉町内で増加する野生鳥獣による農作物等の被害防除及び軽減を図るため、新温泉町有害鳥獣捕獲班に対して、有害鳥獣の捕獲を委託するとともに、塩山鳥獣処理施設の運営を継続し、有害鳥獣捕獲班員の捕獲個体の処理負担軽減を図ります。</p> <p>令和6年度は、捕獲班員が捕獲した個体を一時的に保管するストックポイントを浜坂地域に整備し、捕獲個体数の拡大を図ります。</p> <p>○有害鳥獣捕獲等事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 【有害鳥獣捕獲事業】（事業委託） <ul style="list-style-type: none"> * 鉄器、わな、捕獲柵による有害鳥獣の捕獲を委託 【鳥獣被害集落自立サポート支援事業】（業務委託） <ul style="list-style-type: none"> * 鳥獣被害対策の専門的な知識、技術を有する民間事業者を派遣し、集落の獣害対策を支援 【有害鳥獣捕獲班確保対策事業】 <ul style="list-style-type: none"> * 射撃技術維持向上、免許更新費用を助成 【新規免許取得者確保対策事業】 <ul style="list-style-type: none"> * わな猟免許、第1種銃猟免許及び銃所持許可取得に係る講習会、免許試験受験等の費用を助成 【新温泉町鳥獣被害防止総合対策事業】 <ul style="list-style-type: none"> * 捕獲具（くくり罠）の導入費用助成、捕獲技術向上講習会実施等の費用助成 * 電気柵、ワイヤーメッシュ柵導入費用を助成 <p>○鳥獣処理施設運営及び搬入促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 【鳥獣処理施設運営事業】 <ul style="list-style-type: none"> * 有害な野生鳥獣として捕獲した個体を地域資源として活用するため、個体の解体・処理・加工を行う施設を運営 【処理加工施設搬入促進対策事業】 <ul style="list-style-type: none"> * 処理加工施設への個体の搬入が減少する狩猟期間において搬入に係る費用を助成 【鳥獣捕獲個体ストックポイント整備事業】（新規） <ul style="list-style-type: none"> * 捕獲した鳥獣個体を一時的に保管するストックポイント（建物及び冷凍庫等）を浜坂地域に整備 										
	<table border="1"> <tr> <td>款</td><td>6</td><td>項</td><td>2</td><td>目</td><td>2</td><td>林業振興費</td> <td>所管</td><td>農林水産課</td></tr> </table> <p>(継続) 林道施設維持管理事業</p>	款	6	項	2	目	2	林業振興費	所管	農林水産課	163,000
款	6	項	2	目	2	林業振興費	所管	農林水産課			
	<p>森林の適正な管理と効率的かつ安定的な林業経営を推進するため、林業施設（林道等）の維持管理を行います。また、令和6年度は、現在通行止めとなっている林道三尾御崎線の改良工事を実施し、早期解除を図ります。</p> <p>【林道維持管理工事】 <ul style="list-style-type: none"> * 実施地区：池ヶ平線他3路線 </p> <p>【林道改良工事】 <ul style="list-style-type: none"> * 実施地区：三尾御崎線 </p>										

(1)農林畜水産業の振興	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>6</td><td>項</td><td>2</td><td>目</td><td>3</td><td>地籍調査事業費</td><td>所管</td><td>農林水産課</td></tr> </table> <p>(継続) 地籍調査事業</p> <p>林道整備等公共事業の円滑な事業推進、災害復旧時の円滑な作業対応、住民間や官民間の境界に関する問題の解消、土地取引の円滑化、課税の適正化等を図るため、国土調査法に基づく地籍調査事業を実施します。</p> <p>* 実施地区：三尾、正法庵、竹田、鐘尾、千原</p> <p>* 補助率：町営75%（国50% 県25% 町25%） 県営100%（国50% 県50%）</p> <p>* 換算実施面積：町営 0.56km² 県営 0.01km²</p>	款	6	項	2	目	3	地籍調査事業費	所管	農林水産課	38,900
款	6	項	2	目	3	地籍調査事業費	所管	農林水産課			
(2)農林畜水産業の振興	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>6</td><td>項</td><td>3</td><td>目</td><td>2</td><td>水産業振興費</td><td>所管</td><td>農林水産課</td></tr> </table> <p>(継続) 水産振興事業</p> <p>漁業を取り巻く厳しい状況を改善するため、漁業者への支援を行うとともに、水産物の流通販売の活性化に取り組みます。</p> <p>また、水産資源の維持及び増大並びに持続的利用を図るため、種苗放流事業に対して継続支援を行います。</p> <p>【漁船保険等加入推進事業】</p> <p>漁業振興と漁業経営基盤の安定を図るため、漁船保険料の一部を助成します。</p> <p>* 補助率：20%（船外機及び沿岸漁船138隻、底曳網漁船4隻）</p> <p>* 補助率：5%（底曳網漁船9隻） 新船建造5年以内は20%</p> <p>【漁獲共済加入推進事業】</p> <p>厳しく変動する漁業情勢の中で、中小漁業者の漁業再生産阻害の防止と経営基盤の安定を図るため、損失補償制度に係る保険料の一部を助成します。</p> <p>* 大型船 : 13隻</p> <p>* 沿岸一本釣り等 : 23隻</p> <p>* 補助率 : 組合助成経費の1/2以内</p> <p>【魚貝類等増殖事業】</p> <p>水産資源の維持及び増大並びに持続的利用と水産物の安定的な供給を図ります。</p> <p>* アワビ等中間育成種苗導入事業</p> <p>* 補助率：事業費の1/2以内</p> <p>【水産等活性化事業（地域水産物販売）】</p> <p>* 松葉ガニタグ製作</p> <p>* プロトン冷凍した各水産物の流通販売促進</p> <p>* 都市部を中心とした販路拡大（関西・中四国）</p> <p>【漁船建造資金利子補給事業】</p> <p>漁業者の負担を軽減するため、漁船を建造した漁業者に対して近代化資金の借り入れに伴う利子の一部を助成します。</p> <p>* 補助率：借入金の5/1000以内（上限：500千円）</p> <p>【豊かな海づくり資金事業】</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、豊かな海づくり資金を借り入れた漁業者等に対し、貸付利率の無利子化を実施します。</p> <p>* 負担割合：県2/3 町1/3</p> <p>【漁業用資材価格高騰対策漁業者支援事業】</p> <p>[地方創生臨時交付金活用事業]</p> <p>高騰する漁業用資材のうち、水揚時に使用する発泡スチロール製の魚箱に対し、新規購入費用の一部を助成します。</p>	款	6	項	3	目	2	水産業振興費	所管	農林水産課	20,920
款	6	項	3	目	2	水産業振興費	所管	農林水産課			

(1)農林畜水産業の振興	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>6</td><td>項</td><td>3</td><td>目</td><td>2</td><td>水産業振興費</td><td>所管</td><td>農林水産課</td></tr> </table> <p>(継続) 水産振興事業(内水面漁業振興事業) 水産資源の維持及び増大並びに持続的利用を図るため、アユ・サケ・ウナギ等の稚魚放流事業等に対して助成します。 *補助率：事業費の1/2 以内</p>	款	6	項	3	目	2	水産業振興費	所管	農林水産課	1,710
款	6	項	3	目	2	水産業振興費	所管	農林水産課			
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>6</td><td>項</td><td>3</td><td>目</td><td>4</td><td>漁港建設費</td><td>所管</td><td>農林水産課</td></tr> </table> <p>(継続) 釜屋北防波堤改修事業 近年大型化する台風や爆弾低気圧により漁港に打ち寄せる高波から被害防止を図るため、令和5年度に引き続き、釜屋北防波堤改修第2期工事を実施します。</p>	款	6	項	3	目	4	漁港建設費	所管	農林水産課	50,000	
款	6	項	3	目	4	漁港建設費	所管	農林水産課			
(2)商工業の振興	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>7</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>2</td><td>商工振興費</td><td>所管</td><td>商工観光課</td></tr> </table> <p>(継続) プレミアム商品券発行事業 [地方創生臨時交付金活用事業] 地域の経済振興を図るため、商工会、事業者、行政が一体となって町内の飲食、物品購入等に利用できる最大30%のプレミアム付商品券を発行します。</p>	款	7	項	1	目	2	商工振興費	所管	商工観光課	33,000
款	7	項	1	目	2	商工振興費	所管	商工観光課			
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>7</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>2</td><td>商工振興費</td><td>所管</td><td>商工観光課</td></tr> </table> <p>(新規) 運送交通事業者支援事業 [地方創生臨時交付金活用事業] 原油価格及び物価高騰の影響を受けている運送交通事業者に対し、事業継続のための支援金を交付します。 *支援対象：町内に事業所を有し、下記の①～⑦までに該当する事業者 ①一般貨物自動車運送事業、②特定貨物自動車運送事業 ③貨物軽自動車運送事業、④一般乗合旅客自動車運送事業 ⑤一般貸切旅客自動車運送事業 ⑥一般乗用旅客自動車運送事業、⑦自動車運転代行業 *助成金額：(1) ①、②、④、⑤に該当する事業者 保有車両1台あたり：50,000円（上限50万円） (2) ③、⑥、⑦に該当する事業者 保有車両1台あたり：20,000円（上限20万円）</p>	款	7	項	1	目	2	商工振興費	所管	商工観光課	4,500	
款	7	項	1	目	2	商工振興費	所管	商工観光課			
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>7</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>2</td><td>商工振興費</td><td>所管</td><td>商工観光課</td></tr> </table> <p>(継続) 中小企業対策事業 【中小企業融資利子補給金】 金融情勢の変化による中小企業の負担を軽減するため、町融資等の借り入れに伴う利子の一部を助成します。 【新型コロナウイルス対策融資支援事業】 新型コロナウイルス感染症の影響により、経営が悪化している事業者の経営安定支援のため、兵庫県の新型コロナウイルス対応に要する融資制度を利用する事業者に利子補給を行います。 【中小企業振興融資金融資預託金】 町内の中小企業の資金確保の円滑化のため、預託を実施します。</p>	款	7	項	1	目	2	商工振興費	所管	商工観光課	102,600	
款	7	項	1	目	2	商工振興費	所管	商工観光課			

(3)観光業の振興	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>7</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>3</td><td>観光費</td><td>所管</td><td>農林水産課</td></tr> </table> <p>(継続) 牧場公園スキー場リフト改修事業 桑田村温泉愛宕山観光から無償譲渡を受けた牧場公園スキー場のリフトは、運行にあたり老朽化対応として大規模改修が必要であるため、令和6年度はリフト動力設備の改修に着手します。 *リフト動力装置改修工事 ※債務負担行為(令和6年度:0円、令和7年度:91,300千円)</p>	款	7	項	1	目	3	観光費	所管	農林水産課	0
款	7	項	1	目	3	観光費	所管	農林水産課			
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>7</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>3</td><td>観光費</td><td>所管</td><td>商工観光課</td></tr> </table> <p>(新規) 居組漁港活用検討事業(海業) 漁港施設の一部が解体され跡地利用が課題となっている居組漁港において、地元住民、浜坂漁協、町、兵庫県が一体となって跡地の活用計画を策定し、交流人口の拡大を図ります。</p>	款	7	項	1	目	3	観光費	所管	商工観光課	3,300	
款	7	項	1	目	3	観光費	所管	商工観光課			
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>7</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>3</td><td>観光費</td><td>所管</td><td>商工観光課</td></tr> </table> <p>(継続) 観光キャンペーン事業 [地方創生臨時交付金活用事業] 観光等による来訪者の増加を図るため、新温泉町観光振興協議会と連携し関西を中心とした観光キャンペーン事業を実施します。 また、引き続き観光DX事業の推進や万博コンテンツ造成に取組む等、兵庫アフターディスティネーションキャンペーンとしての観光客の歓迎イベントを実施します。</p>	款	7	項	1	目	3	観光費	所管	商工観光課	8,912	
款	7	項	1	目	3	観光費	所管	商工観光課			
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>7</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>3</td><td>観光費</td><td>所管</td><td>商工観光課</td></tr> </table> <p>(継続) 広域観光PR事業 麒麟のまち圏域1市6町による地域連携DMO「一般財団法人麒麟のまち観光局」の活動を推進するとともに、北近畿広域観光連盟等の広域団体との連携を強化し、広域での観光PR事業を推進します。 令和6年度は、引き続き台湾でのインバウンドプロモーション事業を実施する等、多言語観光パンフレットの作成、大阪・関西万博等に向けたPRを積極的に行なうなど、海外からの来訪者の増加を図ります。</p>	款	7	項	1	目	3	観光費	所管	商工観光課	9,394	
款	7	項	1	目	3	観光費	所管	商工観光課			
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>7</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>3</td><td>観光費</td><td>所管</td><td>商工観光課</td></tr> </table> <p>(新規) ユニバーサルツーリズム推進事業 持続可能な観光地域づくりの推進やユニバーサル社会の実現に寄与するため、ユニバーサルツーリズムエリア計画策定や車いすの方に配慮した足湯の改修等を実施し、年齢や障がいの有無に関わらず、様々な方が気兼ねなく旅行できる環境を整備します。 *ユニバーサルツーリズムエリア計画策定 *足湯改修工事(薬師湯付近)、車いす補助装置購入</p>	款	7	項	1	目	3	観光費	所管	商工観光課	3,404	
款	7	項	1	目	3	観光費	所管	商工観光課			
	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>7</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>3</td><td>観光費</td><td>所管</td><td>商工観光課</td></tr> </table> <p>(新規) 地域活性化起業人事業(観光振興) 民間事業者より観光振興に係る外部人材の派遣を受け入れ、観光プロモーション、マーケティング機能等の強化に関する指導、アイデア等の支援を通じて、事業者、観光協会、町が一体となって更なる観光客等の誘客を図ります。</p>	款	7	項	1	目	3	観光費	所管	商工観光課	6,600
款	7	項	1	目	3	観光費	所管	商工観光課			

(3)観光業の振興	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>7</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>3</td><td>観光費</td><td>所管</td><td>商工観光課</td></tr> </table> <p>(継続) 観光協会補助金</p> <p>観光産業振興のため、浜坂及び湯村温泉観光協会に補助金を交付し、観光案内業務や誘客事業等を支援します。また、相互の連携を図るため、新温泉観光振興協議会の活動を推進します。</p>	款	7	項	1	目	3	観光費	所管	商工観光課	23,255
款	7	項	1	目	3	観光費	所管	商工観光課			
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>7</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>7</td><td>リフレッシュ館管理費</td><td>所管</td><td>商工観光課</td></tr> </table> <p>(継続) リフレッシュ館改修事業</p> <p>リフレッシュ館の持続可能な運営を図るため、経年劣化等により不具合が発生している箇所等の修繕を行い、利用環境の充実及び利用者の増加を図ります。</p> <p>令和6年度は、ろ過機の改修及び施設のバリアフリー化工事とプールの今後についての基本計画を策定します。</p>	款	7	項	1	目	7	リフレッシュ館管理費	所管	商工観光課	23,298	
款	7	項	1	目	7	リフレッシュ館管理費	所管	商工観光課			
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>8</td><td>項</td><td>4</td><td>目</td><td>2</td><td>公園管理費</td><td>所管</td><td>商工観光課</td></tr> </table> <p>(新規) 健康公園グラウンド照明設備改修事業</p> <p>健康公園施設の持続可能な運営を図るため、老朽化している健康公園グラウンドの照明設備をLEDに交換し、利用環境の充実と維持管理費用の低減を図ります。</p>	款	8	項	4	目	2	公園管理費	所管	商工観光課	13,274	
款	8	項	4	目	2	公園管理費	所管	商工観光課			
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>4</td><td>目</td><td>5</td><td>文化財保護費</td><td>所管</td><td>生涯教育課</td></tr> </table> <p>(継続) 日本遺産地域活性化事業</p> <p>日本遺産に認定された「北前船寄港地・船主集落」「麒麟獅子舞」の構成文化財を生かした観光産業の充実を図ります。</p> <p>また、当町の知名度の向上と国内外からの交流人口の拡大を図り、地域の活性化を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> *情報発信、巡回展の開催、認定記念講演会 探訪ウォークの開催、麒麟獅子舞フェスタの開催等 *北前船寄港地・廻船問屋家屋活用計画の検討 	款	10	項	4	目	5	文化財保護費	所管	生涯教育課	1,616	
款	10	項	4	目	5	文化財保護費	所管	生涯教育課			

(4)地域産業の振興	款	2	項	1	目	5	企画費	<table border="1"> <tr><td>所管</td><td>企画課・おんせん天国室</td></tr> <tr><td>所管</td><td>商工観光課</td></tr> <tr><td>所管</td><td>牧場公園課</td></tr> <tr><td>所管</td><td>農林水産課</td></tr> <tr><td>所管</td><td>商工観光課</td></tr> <tr><td>所管</td><td>商工観光課</td></tr> <tr><td>所管</td><td>生涯教育課</td></tr> <tr><td>所管</td><td>生涯教育課</td></tr> </table>	所管	企画課・おんせん天国室	所管	商工観光課	所管	牧場公園課	所管	農林水産課	所管	商工観光課	所管	商工観光課	所管	生涯教育課	所管	生涯教育課
所管	企画課・おんせん天国室																							
所管	商工観光課																							
所管	牧場公園課																							
所管	農林水産課																							
所管	商工観光課																							
所管	商工観光課																							
所管	生涯教育課																							
所管	生涯教育課																							
款	2	項	1	目	10	ふるさとづくり推進費																		
款	6	項	1	目	8	牧場公園費																		
款	6	項	3	目	2	水産業振興費																		
款	7	項	1	目	2	商工振興費																		
款	7	項	1	目	3	観光費																		
款	10	項	4	目	2	社会教育振興費																		
款	10	項	4	目	5	文化財保護費																		
(拡充) 地域おこし協力隊事業																								
【企画課】 • おんせん天国カフェ運営による地域振興を図ります。 [温泉振興（店舗運営）担当 6名]																								
								【商工観光課】 • 外国語による情報発信を積極的に行い、外国人との交流や相談支援、観光客の誘致を図ります。 [国際交流推進担当 2名] • まちの魅力ある資源や地域の課題を都市のワーカーへつなぎ、ワーケーションの推進及び関係人口の拡大を図ります。 [ワーケーション推進担当 1名] • 道の駅を拠点として、生産者と協力した特産品の開発や販売促進、PR活動等を進めるとともに、観光やイベント等の情報発信を行うことにより、地域活性化を図ります。 [道の駅活性化担当 3名] • 地域住民や関係団体等と協力・連携しながら、町の魅力をPRし、移住定住の促進と関係人口の拡大を図ります。 [移住定住促進担当 2名] • 地域との交流を図り、地域が望む持続可能な店舗づくりを行うことで、商店街の活性化及び魅力向上を図ります。 [商店街振興担当 2名] • 地域資源を活用した交流・体験プログラムの開発、PR活動や情報発信などを行い、地域活性化を図ります。 [観光振興支援担当 1名]																
								【農林水産課】 • 都市部を中心とした水産物販売先の情報収集や販路拡大活動を通じて、本町で水揚げされる水産物のPR活動とブランド化の推進を図ります。 [水産振興担当 1名]																
								【牧場公園課】 • 但馬牛の飼育・管理技術の習得、但馬牛の生産振興等を通して地域と密接な関係を築くとともに、新温泉町と但馬牛の幅広いPRを行うことで、地域の活性化及び魅力発信を図ります。 [但馬牛生産振興担当 1名] • 農産物加工体験の改善・拡充により観光資源としての魅力を高めることで、但馬牧場公園の利用促進を強化し、地域の活性化及び交流の推進を図ります。 [牧場公園活性化担当 1名]																
								【生涯教育課】 • 地域における生涯学習事業をより円滑に進め充実を図るため、外部人材を活用し新しい発想や専門的知見をもって地域活動及び生涯学習活動をつなぎ、公民館をはじめ地域を支援し地域における生涯学習体制の再構築を図ります。 [生涯学習活動推進担当 1名] • 「新温泉町文化財センター味原川文化伝承館」を拠点として、新温泉町の多種多様な歴史や文化を広く発信するとともに、文化財の活用による地域の活性化及び魅力発信を図ります。 [文化財活用推進担当 1名]																

114,500

(4)地域産業の振興	款 2 項 1 目 10 ふるさとづくり推進費 所管 商工観光課	400,192
	(継続) ふるさと納税お礼品事業	
	地域産業の活性化・自主財源確保を目指し、ふるさと納税を推進します。職員自ら寄附者と接する機会を増やし、そのニーズ把握に努めます。また、委託している一部サイトを自主運営し、ページの拡充を図ります。併せて、新たな地場産品の積極的な掘り起こし、新たな返礼品を追加するなど、品ぞろえと寄附機会の増大を図ります。	
	款 7 項 1 目 2 商工振興費 所管 商工観光課	
	(継続) 道の駅運営事業	13,076
道の駅「山陰海岸ジオパーク浜坂の郷」について、指定管理者により施設の運営管理を行います。 また、町の地域振興の拠点として、観光情報発信、地域の特産品のPR及び販売、出荷者の育成・研修等を行うとともに、ふるさと納税の返礼品の拡充に努めます。		
款 7 項 1 目 2 商工振興費 所管 商工観光課		
(継続) 道の駅整備事業		75,000
道の駅「山陰海岸ジオパーク浜坂の郷」において、繁忙期の駐車場不足を解消し、更なる集客拡大を図るため、駐車場拡張工事を実施します。		
款 7 項 1 目 2 商工振興費 所管 商工観光課		4,000
(新規) 特產品自動販売機設置事業		
その場でふるさと納税もできる特產品自動販売機を道の駅等に設置し、店舗が閉まっている夜間・早朝においても特產品を販売できる環境を整え、更なる集客拡大を図ります。 ＊設置場所（2か所）：道の駅「山陰海岸ジオパーク浜坂の郷」湯村温泉・荒湯		
款 7 項 1 目 2 商工振興費 所管 商工観光課		
(新規) 移住体験プログラム実施事業		10,780
地方へ移住を検討している方に対して、新温泉町へ2週間程度滞在する機会を提供し、滞在期間中、新温泉町の魅力をSNSを通じて発信してもらいながら、地域の人や暮らしに触れることで、町のファンを増やし、今後の関係人口及び移住者の増加を目指します。		
(5)起業・雇用対策の推進	款 2 項 1 目 5 企画費 所管 企画課	5,000
	(継続) 地域おこし協力隊起業支援事業	
	地域おこし協力隊員等が町内で起業する際の経費の一部を補助し、町内への定住促進と地域の活性化を図ります。	
	款 2 項 1 目 10 ふるさとづくり推進費 所管 商工観光課	3,035
	(継続) ワーケーション推進事業	
コロナ禍を経て、働き方への意識が大きく変化した中で、町内のコワーキングスペースなどを拠点に地域資源の活用など新たなビジネス開拓に積極的な企業やワーカーを誘致し、関係人口の増大や地域の担い手確保を図り、地域コミュニティの活性化に繋げます。		

(5)起業・雇用対策の推進	<table border="1"> <tr> <td>款</td><td>5</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>1</td><td>労働諸費</td><td>所管</td><td>商工観光課</td></tr> </table> <p>(継続) 新温泉町ふるさと就職奨励・定住促進交付金事業</p> <p>町内企業への就職者数を増やし、若年者の定住促進を図るため40歳未満の移住者又は新規学卒者で、転入又は卒業後1年以内に町内に事業所を有する企業に就職した方に対して新温泉町ふるさと就職奨励・定住促進交付金を支給します。</p> <p>* 交付金額：10万円（2か年に分割して支給） ・就職後1年経過後に支給（2年目も同様） ・住所要件あり</p>	款	5	項	1	目	1	労働諸費	所管	商工観光課	900
款	5	項	1	目	1	労働諸費	所管	商工観光課			
	<table border="1"> <tr> <td>款</td><td>7</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>2</td><td>商工振興費</td> <td>所管</td><td>商工観光課</td></tr> </table> <p>(継続) 起業支援事業</p> <p>町内で新たに起業される方の負担軽減を図るために、初期投資費用等の一部を助成し、起業の促進につなげます。</p> <p>また、起業支援アドバイザーを配置し、町内での起業を志す方に対して、起業に必要な知識の習得や会社設立に係る手続き等の様々な手続きを円滑に進められるように支援します。</p> <p>* 助成金額 ①起業に関する費用の1/2（上限50万円） ※転入者については上限100万円 ②商工会に加盟した方で空き店舗を活用した場合は 貸料の1/2（上限月額3万円）を2年間助成</p> <p>* 条件 ①事業を営んでいない個人又は起業法人 ②現在の業種と異なる業種の事業を開始する個人又は法人 ③町外の事業者で、町内に事業所を設置し、事業を開始する個人又は法人</p>	款	7	項	1	目	2	商工振興費	所管	商工観光課	8,074
款	7	項	1	目	2	商工振興費	所管	商工観光課			
	<table border="1"> <tr> <td>款</td><td>7</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>2</td><td>商工振興費</td> <td>所管</td><td>商工観光課</td></tr> </table> <p>(継続) 移住支援事業</p> <p>一定の要件を満たす東京圏からの移住者に対して、移住支援金を支給し、町内への移住及び就業の促進を図ります。</p> <p>【支給要件】 直近10年間のうち、通算5年以上（さらに住所を移す直前1年以上）東京23区又は東京圏（条件不利地域を除く）に在住し、23区に通勤していた方で、移住支援金対象求人に就職された方、又は対象となる企業支援事業の交付決定を受けた方等</p> <p>* 移住支援金 世帯：100万円（18歳未満の子1人につき 最大30万円を加算） 単身：60万円</p>	款	7	項	1	目	2	商工振興費	所管	商工観光課	1,000
款	7	項	1	目	2	商工振興費	所管	商工観光課			
	<table border="1"> <tr> <td>款</td><td>7</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>2</td><td>商工振興費</td> <td>所管</td><td>商工観光課</td></tr> </table> <p>(継続) 企業立地奨励事業</p> <p>町内への新たな企業立地又は既存企業の増設に伴う事業拡大等により、雇用の拡大及び地域の活性化を図る企業に助成します。</p> <p>* 内容 ①固定資産税納付額の助成（5年間） ②町内在住者の雇用に対する助成 ※一人当たり20万円 上限年間600万円（5年間）</p> <p>* 条件 新規：投下固定資産額 3,000万円以上 常用従業員5人以上 増設：投下固定資産額 2,000万円以上 常用従業員3人以上</p>	款	7	項	1	目	2	商工振興費	所管	商工観光課	8,818
款	7	項	1	目	2	商工振興費	所管	商工観光課			

2. ふるさとを愛する次世代を育て見守るまち

(単位:千円)

主要施策名	事業名及び主な事業の内容	予算額																		
(1)子育て支援の充実	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">款</td> <td style="padding: 2px;">2</td> <td style="padding: 2px;">項</td> <td style="padding: 2px;">1</td> <td style="padding: 2px;">目</td> <td style="padding: 2px;">5</td> <td style="padding: 2px;">企画費</td> <td style="padding: 2px;">所管</td> <td style="padding: 2px;">企画課</td> </tr> </table> <p>(拡充) 婚活推進事業</p> <p>少子化の要因となる晩婚化・未婚化対策として、社会全体で結婚を応援するため、未婚男女へ出会いの場を提供する団体等を支援するとともに、広域的に婚活事業の推進を図ります。</p> <p>令和6年度は、年間を通して婚活事業を実施するとともに、婚活イベントの実施回数を増やし町民同士の交流機会を提供します。</p> <p>* 補助対象事業：結婚活動支援事業 * 婚活イベント実施業務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">款</td> <td style="padding: 2px;">2</td> <td style="padding: 2px;">項</td> <td style="padding: 2px;">3</td> <td style="padding: 2px;">目</td> <td style="padding: 2px;">1</td> <td style="padding: 2px;">戸籍住民基本台帳費</td> <td style="padding: 2px;">所管</td> <td style="padding: 2px;">町民安全課</td> </tr> </table> <p>(継続) 新生児出生祝品事業</p> <p>赤ちゃんの出生をお祝いするとともに、健やかな成長を願って出生届を提出した際に、1人5万円分の町内で利用できる商品券を贈呈します。</p> <p>* 対象者：新温泉町に住民登録がある方のみ ※出生届が提出された際、窓口等で贈呈。商品券発行、利用可能店舗の登録、商品券換金等の業務については、商工会へ委託</p>	款	2	項	1	目	5	企画費	所管	企画課	款	2	項	3	目	1	戸籍住民基本台帳費	所管	町民安全課	2,268
款	2	項	1	目	5	企画費	所管	企画課												
款	2	項	3	目	1	戸籍住民基本台帳費	所管	町民安全課												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">款</td> <td style="padding: 2px;">3</td> <td style="padding: 2px;">項</td> <td style="padding: 2px;">1</td> <td style="padding: 2px;">目</td> <td style="padding: 2px;">5</td> <td style="padding: 2px;">福祉医療費</td> <td style="padding: 2px;">所管</td> <td style="padding: 2px;">健康福祉課</td> </tr> </table> <p>(拡充) 乳幼児等医療扶助費支給事業</p> <p>子どもの保健対策を充実させ、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子どもに係る医療費を助成し、福祉の向上を図ります。</p> <p>令和6年7月からは、高校生相当年齢の児童の保護者に設けていた所得制限を撤廃します。</p> <p>* 対象者：0歳～18歳（高校生相当年齢まで） * 助成金額：入院・通院に係る医療費（健康保険自己負担分）</p>	款	3	項	1	目	5	福祉医療費	所管	健康福祉課	4,370									
款	3	項	1	目	5	福祉医療費	所管	健康福祉課												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">款</td> <td style="padding: 2px;">3</td> <td style="padding: 2px;">項</td> <td style="padding: 2px;">1</td> <td style="padding: 2px;">目</td> <td style="padding: 2px;">5</td> <td style="padding: 2px;">福祉医療費</td> <td style="padding: 2px;">所管</td> <td style="padding: 2px;">健康福祉課</td> </tr> </table> <p>(継続) 未熟児養育医療扶助費支給事業</p> <p>病院に入院し、養育医療を受ける必要のある未熟児に対して、入院治療に係る医療費を助成します。</p>	款	3	項	1	目	5	福祉医療費	所管	健康福祉課	50,946									
款	3	項	1	目	5	福祉医療費	所管	健康福祉課												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">款</td> <td style="padding: 2px;">3</td> <td style="padding: 2px;">項</td> <td style="padding: 2px;">1</td> <td style="padding: 2px;">目</td> <td style="padding: 2px;">5</td> <td style="padding: 2px;">福祉医療費</td> <td style="padding: 2px;">所管</td> <td style="padding: 2px;">健康福祉課</td> </tr> </table> <p>(継続) 福祉医療費助成事業(母子家庭医療費等)</p> <p>県の福祉医療費助成事業に加え、町の単独助成を継続して実施することで、対象者が安心して医療を受けられるよう福祉の充実を図ります。</p> <p>* 母子家庭等医療費、寡婦医療費の助成</p>	款	3	項	1	目	5	福祉医療費	所管	健康福祉課	525									
款	3	項	1	目	5	福祉医療費	所管	健康福祉課												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">款</td> <td style="padding: 2px;">3</td> <td style="padding: 2px;">項</td> <td style="padding: 2px;">2</td> <td style="padding: 2px;">目</td> <td style="padding: 2px;">1</td> <td style="padding: 2px;">児童福祉総務費</td> <td style="padding: 2px;">所管</td> <td style="padding: 2px;">こども教育課</td> </tr> </table> <p>(継続) 放課後児童健全育成事業(児童クラブ運営)</p> <p>保護者が就労等により昼間家にいない小学校の児童に対し、放課後に遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。</p> <p>各小学校から町内2カ所の児童クラブへの移送サービスを継続して実施します。</p>	款	3	項	2	目	1	児童福祉総務費	所管	こども教育課	3,594									
款	3	項	2	目	1	児童福祉総務費	所管	こども教育課												
		18,410																		

(1)子育て支援の充実	款 3 項 2 目 1 児童福祉総務費	所管 こども教育課	1,860
	(継続) 保育料軽減事業		
	子育てに係る経済的負担を軽減し、子どもを生み育てやすい環境づくりを行うため、市町村民税所得割額が基準額未満で、国の規定に基づく複数の子どもがいることによる優遇措置を受けていない家庭に対して、保育料が5,000円を超える場合、保育料を助成します。		
	款 3 項 2 目 1 児童福祉総務費	所管 こども教育課	
	(継続) 子育て支援センター運営事業		
	子育て中の親同士が出会い、共感したり情報交換しながら、子どもと一緒に育ち合う場を提供し、子育てに追われているお母さん等への「あったか子育て」を応援します。		7,365
	款 3 項 2 目 1 児童福祉総務費	所管 こども教育課	6,820
	(新規) 第3期子ども・子育て支援計画策定事業		
	令和2年度に見直した「第2期子ども・子育て支援計画」についてさらに内容の見直しを行うため、保護者のニーズ調査をもとに、「第3期子ども・子育て支援計画」を策定し、新温泉町の実情に合わせた子育て支援体制の整備を進めます。		
	款 3 項 2 目 1 児童福祉総務費	所管 こども教育課	7,077
	(新規) 病児・病後児保育事業		
	保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、専用スペースにおいて病児・病後児を保育する施設を事業者に運営してもらうことで、子育て家庭に対しセーフティーネットとしての保育サービスを提供します。 *開設場所：小児科「あおぞらこどもクリニック」内		
	款 3 項 2 目 2 児童措置費	所管 健康福祉課	139,921
	(継続) 児童手当支給事業		
	家庭等における生活の安定に寄与し、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、児童手当を支給します。 *対象：中学校修了までの児童 *支給手当月額（1人当たり） ○3歳未満（一律）：15,000円 ○3歳以上小学校修了前（第1子、第2子）：10,000円 ○　　〃　　（第3子以降）：15,000円 ○中学校修了前（一律）：10,000円 ○所得上限限度額未満（特例給付）：5,000円		
	款 3 項 2 目 3 認定こども園費	所管 こども教育課	235,193
	(継続) 認定こども園運営事業		
	就学前の子どもに幼児教育・保育を提供し、また、地域での子育て支援を総合的に提供する認定こども園において、ALTを活用した英語教育の実施や職員の資質向上を図るなど、より充実した教育・保育の一体的推進を図ります。		

(1)子育て支援の充実	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>4</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>2</td><td>予防費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td></tr> </table> <p>(継続) 不妊治療費助成事業</p> <p>不妊治療を受ける夫婦に対して治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>保険診療(保険診療との併用が認められている保険外診療を含む)として行う生殖補助医療(体外受精、顕微授精及び男性不妊治療)を対象として助成します。</p> <p>また、不妊治療ペア検査費用や不育症治療費用も引き続き助成します。</p> <p>【不妊治療(生殖補助医療)費助成事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> *対象者：治療開始日の妻の年齢が43歳未満である夫婦 *助成金額：以前の凍結胚により胚移植 10万円 (1回あたり) 状態の良い卵が得られず中止 10万円 上記以外の生殖補助医療 15万円 男性不妊治療 10万円 	款	4	項	1	目	2	予防費	所管	健康福祉課	3,900
款	4	項	1	目	2	予防費	所管	健康福祉課			
	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>4</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>2</td><td>予防費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td></tr> </table> <p>(継続) 妊婦・産婦健康診査費助成事業</p> <p>妊娠がより健やかな妊娠期を過ごし、安心して出産を迎るために、妊娠健康診査費用を助成します。</p> <p>また、産後うつ等の予防を図るため、産後2週間と産後1か月程度の出産まもない時期の産婦を対象に産婦健康診査費用を助成します。</p> <p>【妊娠健康診査費助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> *対象者：妊娠期の定期健診を受診した妊娠 *助成金額：健診費用 回数、金額上限なし <p>【産婦健康診査費助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> *対象者：出産後8週間以内の産婦 *助成金額：健診1回上限5千円を2回分 	款	4	項	1	目	2	予防費	所管	健康福祉課	7,700
款	4	項	1	目	2	予防費	所管	健康福祉課			
	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>4</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>2</td><td>予防費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td></tr> </table> <p>(拡充) 母子保健事業</p> <p>健診や相談・訪問事業を通して、子どもの健やかな発育発達を促し、育児支援を行うとともに、困り感のある子どもに対して、認定こども園、学校や専門機関等と連携を図りながら、きめ細やかな支援を行います。</p> <p>令和6年度から新たに1か月児健康診査費用の助成を行い、健康状態の把握、育児不安、産後うつの予防及び新生児への虐待予防を図ります。継続して新生児の聴覚検査費用の助成、育児支援の教室の開催等を通じて切れ目のない支援を行います。</p> <p>【1か月児健康診査費助成】(新規)</p> <ul style="list-style-type: none"> *対象者：1か月頃の乳児の保護者 *助成金額：乳児1人につき1回限り上限4千円 <p>【新生児聴覚検査費助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> *対象者：新生児聴覚検査を受けた新生児の保護者 *助成金額：新生児1人につき1回限り上限1万円 	款	4	項	1	目	2	予防費	所管	健康福祉課	3,506
款	4	項	1	目	2	予防費	所管	健康福祉課			

(1)子育て支援の充実	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>4</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>2</td><td>予防費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td></tr> </table> <p>(継続) 出産・子育て応援交付金事業</p> <p>全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援と妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産・子育て応援交付金を支給する経済的支援を一体的に実施します。</p> <p>*対象者：妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦 *交付金額：10万円（妊娠届出時 5万円） (出生届出時 5万円)</p>	款	4	項	1	目	2	予防費	所管	健康福祉課	7,192
款	4	項	1	目	2	予防費	所管	健康福祉課			
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>4</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>2</td><td>予防費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td></tr> </table> <p>(拡充) 子育て世代包括支援事業</p> <p>子育て世代包括支援センターを拠点とし、妊娠期から出産・子育て期にわたる育児に関する相談等に対応した事業を行います。</p> <p>産後を安心して過ごしていただくために産後ケア事業の利用者負担の軽減を実施して利用しやすい環境を整え、紙おむつ等の購入費の助成を継続し、子育て世帯の負担軽減を図ります。</p> <p>【紙おむつ等購入費助成】</p> <p>*対象期間：生後4か月から満1歳までの毎月 *助成方法：5,000円の紙おむつ等購入券を交付</p> <p>【産後ケア事業軽減後利用者負担額】（町民税課税世帯）</p> <p>*宿泊型：1日2,000円（R5まで4,500円） *デイサービス型：1日1,000円（R5まで2,000円）</p>	款	4	項	1	目	2	予防費	所管	健康福祉課	5,100	
款	4	項	1	目	2	予防費	所管	健康福祉課			
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>4</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>2</td><td>予防費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td></tr> </table> <p>(新規) 子育て支援アプリ導入事業</p> <p>母子等のニーズに応じたアクセスしやすい多様な相談支援等を行うため、スマートフォン向け支援アプリの導入を行います。</p> <p>妊娠中の記録・乳幼児健診等の子どもの成長記録や、予防接種のスケジュール管理ができ、妊娠・子育て等に関する情報が適時に得られ、妊娠期から子どもを持つ世帯の支援を行います。</p> <p>*子育て支援アプリ「母子モ」の導入及び運用</p>	款	4	項	1	目	2	予防費	所管	健康福祉課	374	
款	4	項	1	目	2	予防費	所管	健康福祉課			
	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>7</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>2</td><td>商工振興費</td><td>所管</td><td>商工観光課</td></tr> </table> <p>(継続) 結婚新生活支援事業</p> <p>町内における定住及び町内への転入を促進し、人口減少及び少子高齢化の抑制を図るため、婚姻に伴う新生活に要する住宅取得費用、リフォーム費用、住宅賃借費用又は引っ越し費用の一部を補助します。</p> <p>*対象世帯：夫婦双方又は一方の婚姻日における年齢が39歳以下かつ夫婦の所得が400万未満で、令和6年度は令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻した世帯</p> <p>*補助上限額：夫婦共に29歳以下の場合 60万円 上記以外の場合 30万円</p>	款	7	項	1	目	2	商工振興費	所管	商工観光課	3,000
款	7	項	1	目	2	商工振興費	所管	商工観光課			

(2)教育の充実	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>2</td><td>事務局費</td><td>所管</td><td>こども教育課</td></tr> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>3</td><td>教育振興費</td><td>所管</td><td>こども教育課</td></tr> </table>	款	10	項	1	目	2	事務局費	所管	こども教育課	款	10	項	1	目	3	教育振興費	所管	こども教育課	726						
款	10	項	1	目	2	事務局費	所管	こども教育課																		
款	10	項	1	目	3	教育振興費	所管	こども教育課																		
(継続) 地域と協働した部活動推進事業																										
<p>少子化により部活動の維持が難しくなっている状況にあることから、社会体育関係団体など地域との連携を図り、部活動の持続可能な環境を整えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 地域と協働した部活動準備委員会の設置 * 夢が丘中と浜坂中学校との合同練習を試験的に実施 																										
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>2</td><td>事務局費</td><td>所管</td><td>こども教育課</td></tr> </table> (継続) GIGAスクール運営支援センター設置事業									款	10	項	1	目	2	事務局費	所管	こども教育課									
款	10	項	1	目	2	事務局費	所管	こども教育課																		
<p>G I G Aスクール構想により急速に進む学校でのI C T化に対処するため運営支援センターを設置し、学校の人的体制をサポートします。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 学校訪問によるI C T機器操作等支援、研修会開催 * ネットワーク障害の原因を特定し解消するアセスメント実施 																										
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>2</td><td>事務局費</td><td>所管</td><td>こども教育課</td></tr> </table> (継続) スクールバス購入事業									款	10	項	1	目	2	事務局費	所管	こども教育課									
款	10	項	1	目	2	事務局費	所管	こども教育課																		
<p>老朽化が進む路線バス兼用スクールバスの適切な車両管理を図るとともに、町民や児童・生徒の移動手段を確保するため、車両を更新します。</p>																										
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>2</td><td>事務局費</td><td>所管</td><td>こども教育課</td></tr> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>3</td><td>教育振興費</td><td>所管</td><td>こども教育課</td></tr> </table> (拡充) 県立浜坂高等学校支援事業									款	10	項	1	目	2	事務局費	所管	こども教育課	款	10	項	1	目	3	教育振興費	所管	こども教育課
款	10	項	1	目	2	事務局費	所管	こども教育課																		
款	10	項	1	目	3	教育振興費	所管	こども教育課																		
<p>町内で唯一の高等学校である県立浜坂高等学校において、町の将来を担う人材を育成するため、学力向上の取組や地域貢献、就業体験事業などの地域の教育力を活用した特色ある取組に対して支援を行います。令和6年度からは、浜坂高等学校の修学旅行先がこれまで交流を深めてきた台湾に変更されることから、その費用の一部を支援します。</p> <p>また、支援員の配置を拡充し、中高連携に向けた取組を推進するとともに、地域や中学校との連携の強化を図ります。</p>																										
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>3</td><td>教育振興費</td><td>所管</td><td>こども教育課</td></tr> </table> (拡充) 教育支援センター開設事業									款	10	項	1	目	3	教育振興費	所管	こども教育課									
款	10	項	1	目	3	教育振興費	所管	こども教育課																		
<p>適応指導教室の機能を拡充し、不登校、発達障害等により支援を要する子どもの健やかな成長と社会的自立を促すことのできる居場所の提供及び相談事業を目的として「教育支援センター」を設置します。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 開設場所：浜坂子育て支援センター * 開設日時：月曜日～金曜日（午前9時～午後3時） 																										
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>3</td><td>教育振興費</td><td>所管</td><td>こども教育課</td></tr> </table> (継続) 学校図書館司書配置事業									款	10	項	1	目	3	教育振興費	所管	こども教育課									
款	10	項	1	目	3	教育振興費	所管	こども教育課																		
<p>学校内において図書室を中心に読書環境を整備するとともに、授業での図書の活用などを通じて児童・生徒が読書に慣れ親しむ習慣を醸成するため、図書館司書を配置します。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 配置方法：2校を指定校とし、図書館司書1名を配置 																										

(2)教育の充実	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>2</td><td>目</td><td>1</td><td>学校管理費</td><td>所管</td><td>こども教育課</td></tr> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>3</td><td>目</td><td>1</td><td>学校管理費</td><td>所管</td><td>こども教育課</td></tr> </table> <p>(継続) 小・中学校外国語指導助手(ALT)配置事業 グローバル化の進展の中、町の将来を担う人材を育成するため小・中学校に外国語指導助手(ALT)を配置し、英語によるコミュニケーション能力の育成を図ります。 * 浜坂北小学校 1人 温泉小学校 1人 * 浜坂中学校 1人 夢が丘中学校 1人</p>	款	10	項	2	目	1	学校管理費	所管	こども教育課	款	10	項	3	目	1	学校管理費	所管	こども教育課	18,494
款	10	項	2	目	1	学校管理費	所管	こども教育課												
款	10	項	3	目	1	学校管理費	所管	こども教育課												
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>2</td><td>目</td><td>1</td><td>学校管理費</td><td>所管</td><td>こども教育課</td></tr> </table> <p>(継続) 環境体験・自然学校推進事業 【環境体験事業: 小学校3年生】 自然体験活動を通して、自然の大切さ、命の大切さ、命のつながり、美しさに感動する豊かな心を醸成します。 * 対象: 6小学校 (6クラス) 【自然学校推進事業: 小学校5年生】 学びの場を教室から豊かな自然の中へと移し、人や自然とのふれあい、地域社会への理解を深めることで、心身ともに調和のとれた健全な児童の育成を図ります。 * 対象: 6小学校 (6クラス) 99名(4泊5日)</p>	款	10	項	2	目	1	学校管理費	所管	こども教育課	2,560										
款	10	項	2	目	1	学校管理費	所管	こども教育課												
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>2</td><td>目</td><td>1</td><td>学校管理費</td><td>所管</td><td>こども教育課</td></tr> </table> <p>(継続) コミュニケーション能力育成事業 グローバル化等、急速に変化する時代に対応する人材を育成するため、小学校2年生を対象とした演劇的手法を用いたコミュニケーション教育ワークショップを実施し、「自制心」「協働性」「自己効力感」などの「非認知的能力」の育成を図りながら、多様な他者とともに未来を切り拓く力を育みます。</p>	款	10	項	2	目	1	学校管理費	所管	こども教育課	700										
款	10	項	2	目	1	学校管理費	所管	こども教育課												
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>2</td><td>目</td><td>1</td><td>学校管理費</td><td>所管</td><td>こども教育課</td></tr> </table> <p>(継続) 学校運営協議会事業 学校と地域を取り巻く課題が複雑化、多様化するなか、学校と地域が連携・協働して子どもたちの成長を支えていくため、学校の運営及び運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を設置します。 令和6年度は、町内の全小・中学校に学校運営協議会を設置しコミュニティ・スクールとして2年目を迎えることから、学校間の情報共有を図りながら効果的な事業を展開します。 * 学校運営協議会設置状況 令和3年度: 照来小学校、浜坂南小学校 令和4年度: 浜坂東小学校、浜坂西小学校 令和5年度: 浜坂北小学校、温泉小学校 浜坂中学校、夢が丘中学校</p>	款	10	項	2	目	1	学校管理費	所管	こども教育課	1,534										
款	10	項	2	目	1	学校管理費	所管	こども教育課												
	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>2</td><td>目</td><td>1</td><td>学校管理費</td><td>所管</td><td>こども教育課</td></tr> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>3</td><td>目</td><td>1</td><td>学校管理費</td><td>所管</td><td>こども教育課</td></tr> </table> <p>(継続) 特別支援指導補助員配置事業 特別支援学級に児童・生徒が複数在籍する学校への支援として町単独で特別支援指導補助員を配置し、一人ひとりの実態に即した効果的な指導を行い、個々の持てる力を高め、生活や学習上の困難の改善を図ります。 * 配置人員: 小学校9名 中学校3名</p>	款	10	項	2	目	1	学校管理費	所管	こども教育課	款	10	項	3	目	1	学校管理費	所管	こども教育課	32,629
款	10	項	2	目	1	学校管理費	所管	こども教育課												
款	10	項	3	目	1	学校管理費	所管	こども教育課												

(2)教育の充実	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>2</td><td>目</td><td>1</td><td>学校管理費</td><td>所管</td><td>こども教育課</td></tr> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>3</td><td>目</td><td>1</td><td>学校管理費</td><td>所管</td><td>こども教育課</td></tr> </table>	款	10	項	2	目	1	学校管理費	所管	こども教育課	款	10	項	3	目	1	学校管理費	所管	こども教育課	36,439
款	10	項	2	目	1	学校管理費	所管	こども教育課												
款	10	項	3	目	1	学校管理費	所管	こども教育課												
<p>(拡充) 教育活動支援員配置事業</p> <p>スクールアシスタントの職名を教育活動支援員に改め、注意力を維持することが困難であったり、多動性や衝動性を抱えたりするなどの児童生徒の支援や不登校等の児童生徒の個に応じた学習や生活の支援を行う教育活動支援員を小・中学校に配置し、一人ひとりの実態に即した効果的な指導を行い、課題解決を図ります。</p> <p>また、長期休業中に放課後児童クラブの支援員が不足することから、放課後児童クラブでの勤務も可能とします。</p> <p>*配置人員：小学校10名 中学校5名</p>	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>2</td><td>目</td><td>1</td><td>学校管理費</td><td>所管</td><td>こども教育課</td></tr> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>3</td><td>目</td><td>1</td><td>学校管理費</td><td>所管</td><td>こども教育課</td></tr> </table>	款	10	項	2	目	1	学校管理費	所管	こども教育課	款	10	項	3	目	1	学校管理費	所管	こども教育課	4,187
款	10	項	2	目	1	学校管理費	所管	こども教育課												
款	10	項	3	目	1	学校管理費	所管	こども教育課												
<p>(新規) 不登校児童生徒支援員配置事業</p> <p>小学校1校と中学校2校に不登校児童生徒支援員を配置し、不登校及び不登校傾向にある児童生徒等の支援を行います。</p> <p>*配置校：浜坂北小学校、夢が丘中学校、浜坂中学校</p>	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>2</td><td>目</td><td>1</td><td>学校管理費</td><td>所管</td><td>こども教育課</td></tr> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>3</td><td>目</td><td>1</td><td>学校管理費</td><td>所管</td><td>こども教育課</td></tr> </table>	款	10	項	2	目	1	学校管理費	所管	こども教育課	款	10	項	3	目	1	学校管理費	所管	こども教育課	4,539
款	10	項	2	目	1	学校管理費	所管	こども教育課												
款	10	項	3	目	1	学校管理費	所管	こども教育課												
<p>(継続) スクール・サポート・スタッフ配置事業</p> <p>各小・中学校にスクール・サポート・スタッフを配置し、教職員が行う業務の一部を補助し、教職員の業務の負担軽減を図ります。</p> <p>*配置人員：小学校6名 中学校2名</p>	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>3</td><td>目</td><td>1</td><td>学校管理費</td><td>所管</td><td>こども教育課</td></tr> </table>	款	10	項	3	目	1	学校管理費	所管	こども教育課	2,796									
款	10	項	3	目	1	学校管理費	所管	こども教育課												
<p>(継続) スクールソーシャルワーカー配置事業</p> <p>中学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、福祉の専門家として、複雑化・多様化した児童・生徒がおかれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、学校内におけるチーム体制の構築・支援などを行い、児童・生徒を取り巻く環境の改善を図り、不登校・問題行動等の防止を支援します。</p>	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>3</td><td>目</td><td>1</td><td>学校管理費</td><td>所管</td><td>こども教育課</td></tr> </table>	款	10	項	3	目	1	学校管理費	所管	こども教育課	750									
款	10	項	3	目	1	学校管理費	所管	こども教育課												
<p>(継続) トライやる・ウィーク推進事業</p> <p>中学校2年生が職場体験や社会体験を通じて地域に学び、ともに生きる心や感謝の心を育み、自立性を高めるなど、「生きる力」の育成を図ります。</p> <p>*対象：2中学校（3クラス） 91名（5日間）</p>	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>4</td><td>目</td><td>2</td><td>社会教育振興費</td><td>所管</td><td>生涯教育課</td></tr> </table>	款	10	項	4	目	2	社会教育振興費	所管	生涯教育課	4,637									
款	10	項	4	目	2	社会教育振興費	所管	生涯教育課												
<p>(継続) 地域と学校の連携・協働体制推進事業</p> <p>小・中学校に地域学校協働活動推進員を配置し、地域学校協働活動の充実をはじめ、個別の教育支援活動の充実、統合化・ネットワーク化を図り、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく教育活動を積極的に推進します。</p> <p>*学校支援地域本部事業 *放課後等支援活動 (浜坂少年少女音楽隊活動、子ども教室チャレンジ教室) *土曜日の教育活動（学習支援事業） *夢オリンピック事業等</p>	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>4</td><td>目</td><td>2</td><td>社会教育振興費</td><td>所管</td><td>生涯教育課</td></tr> </table>	款	10	項	4	目	2	社会教育振興費	所管	生涯教育課										
款	10	項	4	目	2	社会教育振興費	所管	生涯教育課												

(2)教育の充実	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>5</td><td>目</td><td>2</td><td>学校給食費</td><td>所管</td><td>こども教育課・学校給食センター</td></tr> </table> <p>(継続) 学校給食費無償化事業</p>	款	10	項	5	目	2	学校給食費	所管	こども教育課・学校給食センター	46,685									
款	10	項	5	目	2	学校給食費	所管	こども教育課・学校給食センター												
(3)青少年の健全育成	<p style="text-align: center;">[地方創生臨時交付金活用事業]</p> <p>安心・安全を第一に考え、学校給食センターの安定的かつ効率的な運営を図るとともに、地産地消を進め、地域と繋がるおいしい学校給食の提供と食物アレルギー対応や食育の推進に努めます。</p> <p>令和6年度は、食材費高騰により1食あたり単価を30円値上げする一方で、令和5年度に引き続き、物価高騰対策として児童・生徒の給食費を無償化し、保護者の負担を軽減することで、子育て世帯を支援します。</p> <p>※予算額は無償化等による町負担額</p> <table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>5</td><td>目</td><td>2</td><td>学校給食費</td><td>所管</td><td>こども教育課・学校給食センター</td></tr> </table> <p>(新規) 浜坂中学校ランチルーム空調設備改修事業</p> <p>老朽化等により不具合が発生している浜坂中学校ランチルーム空調設備の改修工事を行い、快適な利用環境を整備します。</p>	款	10	項	5	目	2	学校給食費	所管	こども教育課・学校給食センター	15,129									
款	10	項	5	目	2	学校給食費	所管	こども教育課・学校給食センター												
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>4</td><td>目</td><td>2</td><td>社会教育振興費</td><td>所管</td><td>生涯教育課</td></tr> </table> <p>(継続) 青少年健全育成推進事業</p> <p>学校と家庭・地域が連携し、青少年の異年齢交流、異世代交流活動を実施することで、思いやりのある心豊かな創造性や積極的な社会参加の意欲を培います。</p> <p>また、地域において子どもが安心・安全に過ごせる環境づくりに努めます。</p> <p>＊新温泉町青少年育成町民大会、講演会、研修会等</p> <table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>4</td><td>目</td><td>2</td><td>社会教育振興費</td><td>所管</td><td>生涯教育課</td></tr> </table> <p>(継続) 青少年育成指定コミュニティスポーツ事業</p> <p>豊かな可能性を秘めた青少年の健全育成を図るため、家庭・学校・地域・行政が連携し、地域におけるスポーツを通した青少年活動の活性化及び青少年と地域とのふれあいを深める機会として実施します。</p> <p>＊ふれあいピーチサッカー教室・大会等 開催日：令和6年8月（2日間） ＊ふれあいバスケットボール教室・大会等 開催日：令和7年2月（2日間）</p>	款	10	項	4	目	2	社会教育振興費	所管	生涯教育課	款	10	項	4	目	2	社会教育振興費	所管	生涯教育課		
款	10	項	4	目	2	社会教育振興費	所管	生涯教育課												
款	10	項	4	目	2	社会教育振興費	所管	生涯教育課												
(4)生涯学習の推進	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>4</td><td>目</td><td>4</td><td>公民館費</td><td>所管</td><td>浜坂公民館</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>4</td><td>目</td><td>4</td><td>公民館費</td><td>所管</td><td>温泉公民館</td></tr> </table> <p>(継続) 生涯学習講座開設事業</p> <p>町民が自己啓発や生活の充実と向上を目指すため、一年を通じて子どもから高齢者を対象に様々な講座を開設し、町民の生涯学習を推進します。</p> <p>また、町民のまちづくりや活動、交流の場を提供します。</p> <p>＊各教養学習教室、高齢者大学事業等</p>	款	10	項	4	目	4	公民館費	所管	浜坂公民館	款	10	項	4	目	4	公民館費	所管	温泉公民館	4,932
款	10	項	4	目	4	公民館費	所管	浜坂公民館												
款	10	項	4	目	4	公民館費	所管	温泉公民館												

(4)生涯学習の推進	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>4</td><td>目</td><td>6</td><td>図書館費</td><td>所管</td><td>加藤文太郎記念図書館</td></tr> </table> <p>(継続) 図書館イベント事業</p> <p>町民にとって図書館をより身近な生涯学習施設として利用していただくため、各種イベントや活動を行うとともに、読書指導リーダーの育成を図ります。</p> <p>令和6年度は、開館30周年記念事業による記念講演会を開催します。</p> <p>*おはなし会、大人のおはなし会、プログラミング実習室 手づくり講座、本の読み聞かせ講座、図書館映画会 開館30周年記念事業（図書館まつり）</p>	款	10	項	4	目	6	図書館費	所管	加藤文太郎記念図書館	1,412								
款	10	項	4	目	6	図書館費	所管	加藤文太郎記念図書館											
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>4</td><td>目</td><td>6</td><td>図書館費</td><td>所管</td><td>加藤文太郎記念図書館</td></tr> </table> <p>(継続) 移動図書館運営事業</p> <p>但馬の図書館で唯一の移動図書館業務を一年を通して安全かつ効率的に行い、幅広い地域で図書館に出向くことが難しい園児や小・中学生、高齢者など、より多くの町民の方々へ図書資料を提供します。</p> <p>*町内を月に8コース 60ステーション巡回</p>	款	10	項	4	目	6	図書館費	所管	加藤文太郎記念図書館	933									
款	10	項	4	目	6	図書館費	所管	加藤文太郎記念図書館											
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>4</td><td>目</td><td>4</td><td>公民館費</td><td>所管</td><td>温泉公民館</td></tr> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>4</td><td>目</td><td>6</td><td>図書館費</td><td>所管</td><td>加藤文太郎記念図書館</td></tr> </table> <p>(継続) 図書館図書購入事業</p> <p>町民の多様なニーズに応えるため、幅広く新鮮な図書資料の充実を図り、一人一人にきめ細やかなサービスの提供を行い、町民により愛され親しまれる図書館づくりを進めるとともに、当館の特色である「山岳」及び「郷土」に関する資料の収集及び寄贈図書の整備にも努め、蔵書の充実を図ります。</p> <p>また、温泉公民館図書室やJR浜坂駅「文ちゃん文庫」と連携し、図書環境の充実を図ります。</p>	款	10	項	4	目	4	公民館費	所管	温泉公民館	款	10	項	4	目	6	図書館費	所管	加藤文太郎記念図書館	6,449
款	10	項	4	目	4	公民館費	所管	温泉公民館											
款	10	項	4	目	6	図書館費	所管	加藤文太郎記念図書館											
(5)スポーツの振興	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>5</td><td>目</td><td>4</td><td>保健体育振興費</td><td>所管</td><td>生涯教育課</td></tr> </table> <p>(新規) 「大相撲浜坂場所」開催支援事業</p> <p>「相撲の町・新温泉町」のPRと相撲文化の普及啓発を図るため、「大相撲浜坂場所」の開催を支援します。</p> <p>*開催日：令和6年4月2日(火) *会場：浜坂中学校体育館</p>	款	10	項	5	目	4	保健体育振興費	所管	生涯教育課	1,187								
款	10	項	5	目	4	保健体育振興費	所管	生涯教育課											
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>5</td><td>目</td><td>4</td><td>保健体育振興費</td><td>所管</td><td>生涯教育課</td></tr> </table> <p>(継続) 麒麟獅子マラソン大会事業</p> <p>町民の健康増進・健脚を競うとともに、参加者との交流による地域活性化を図るため、第37回麒麟獅子マラソン大会を実施します。</p> <p>*開催日：令和6年5月26日(日)</p>	款	10	項	5	目	4	保健体育振興費	所管	生涯教育課	2,000									
款	10	項	5	目	4	保健体育振興費	所管	生涯教育課											
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>5</td><td>目</td><td>4</td><td>保健体育振興費</td><td>所管</td><td>生涯教育課</td></tr> </table> <p>(継続) ビーチフェスタ事業</p> <p>当町の豊かな自然環境を活かしたビーチスポーツ事業を全国に発信し、参加者との交流による地域活性化を図るため、ビーチバレー大会を実施します。</p> <p>*開催日：令和6年8月4日(日) *開催内容：ビーチバレー大会</p>	款	10	項	5	目	4	保健体育振興費	所管	生涯教育課	600									
款	10	項	5	目	4	保健体育振興費	所管	生涯教育課											

(6)歴史・文化・芸術の振興	款 2 項 1 目 5 企画費 (継続) 専門職大学地域連携事業	所管 企画課	2,528
	芸術文化観光専門職大学との地域連携事業として、芸術文化・観光などの大学資源を活用した事業や、浜坂高校生を対象としたコミュニケーションワークショップ事業に継続して取り組みます。		
	款 10 項 4 目 5 文化財保護費 (拡充) 新温泉町文化財保存活用地域計画事業	所管 生涯教育課	2,683
	第2次新温泉町総合計画を踏まえ、令和5年12月に文化庁の認定を受けた地域に所在する文化財の総合的な保存・活用を図る「新温泉町文化財保存活用地域計画」に基づいて、文化財の保護、啓発、活用等の事業に取り組みます。 また、町民への文化財保存活用地域計画の周知を図ります。 *地域計画関連事業（計画書の配布、説明会・講演会の開催） *文化財保護団体補助事業 *文化財調査事業 *文化財啓発（解説看板の設置、体験教室）事業 *文化財保護協力員委嘱事業		
	款 10 項 4 目 5 文化財保護費 (継続) 新温泉町文化財センター運営事業	所管 生涯教育課	1,926
	新温泉町が所蔵する文化財や美術品、また町内に所在する文化財の収蔵・保存・整理・研究・活用を図るとともに、味原川地区の歴史や文化の伝承拠点施設として、新温泉町のまちづくりを推進します。 ・文化財の所蔵・収集・調査・研究・活用		
	款 10 項 4 目 7 先人記念館費 (継続) 「郷土の先人」顕彰事業	所管 生涯教育課	6,157
	郷土の先人「前田純孝」「宇野雪村」「篠原無然」を顕彰するため、「第25回宇野雪村賞全国書道展・前田純孝学生短歌コンクール」「第30回前田純孝賞学生短歌コンクール」「偉人マンガ篠原無然没後百年記念事業」を開催します。 また、書道において、共催事業として町内の小中学生を対象とした「第22回新温泉町宇野雪村顕彰書写作品展」の作品募集とその入賞作品展や書道（前衛・書写）教室を開催します。		
	款 10 項 4 目 7 先人記念館費 (継続) 展示啓発事業	所管 生涯教育課	295
	町民の郷土の先人、歴史・文化等への関心を高めるとともに、新温泉町の人づくり、まちづくりに寄与するため、「先人顕彰展」「絵画展」「写真展」「書道展」など、各種展示会を開催します。		

(6)歴史・文化・芸術の振興	<table border="1"> <tr> <td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>5</td><td>目</td><td>5</td><td>文化体育館費</td><td>所管</td><td>温泉公民館</td></tr> </table>	款	10	項	5	目	5	文化体育館費	所管	温泉公民館	
款	10	項	5	目	5	文化体育館費	所管	温泉公民館			
(継続) 夢ホール自主事業											
	<p>新温泉町の文化芸術の発信拠点として、子どもから大人まで楽しむことが出来るイベントを開催します。</p> <p>また、夢ホールステージオペレーターを養成するとともに、夢ホールの適切な管理運営を行います。</p> <p>【開催イベント】</p> <ul style="list-style-type: none"> * クラシックパーク * 人形劇公演 * 30周年記念落語会（桂吉弥） * 演劇公演 * 宝くじ文化公演 * 芸術文化観光職専門大学と連携した演劇公演等 										
		12,257									

3. みんなで支えあう絆のあるまち

(単位:千円)

主要施策名	事業名及び主な事業の内容	予算額																																																															
(1)健康づくりの推進	<table border="1"> <tr> <td>款</td><td>3</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>10</td><td>保健福祉センター費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td></tr> </table> <p>(継続) 保健福祉センター設備改修事業 保健福祉センター「すこやか～に」の持続可能な運営管理を図るため、経年劣化等による不具合の発生している空調設備と蛍光管照明設備の改修を行い、快適な利用環境を整備します。 令和6年度は、改修工事と監理業務を行います。</p> <table border="1"> <tr> <td>款</td><td>3</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>11</td><td>後期高齢者医療費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td></tr> <tr> <td>款</td><td>4</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>1</td><td>保健衛生総務費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td></tr> </table> <p>(継続) 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業 75歳以上の高齢者に保健事業と介護予防等の事業を一体的に実施し、健康寿命の延伸を図ります。 * 地域の健康課題の分析・対象者の把握 * 保健師による訪問時の健康状態の把握や個別相談の実施</p> <table border="1"> <tr> <td>款</td><td>4</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>2</td><td>予防費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td></tr> </table> <p>(拡充) 予防接種事業 感染症等の予防のため、町内医療機関や教育機関と連携を密にし、感染症や予防接種の正しい知識の普及と予防接種の接種率向上に努めます。 令和6年度は、治癒後に過酷な神経痛が危惧される帯状疱疹の予防ワクチン接種費用を助成します。 【帯状疱疹予防ワクチン任意接種費助成】 * 対象者：50歳以上 * 助成金額：不活化ワクチン 1回の接種費用の1/2（上限2回） 生ワクチン 1回の接種費用の1/2（上限1回）</p> <table border="1"> <tr> <td>款</td><td>4</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>2</td><td>予防費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td></tr> </table> <p>(継続) インフルエンザ予防接種費用助成事業 子育てをする家庭への経済的負担の軽減を図ることを目的に、冬季に流行する季節性インフルエンザの感染症対策として、生後6月から高校3年生までを対象に、任意予防接種となるインフルエンザ予防接種の経費を助成します。 * 対象者：生後6月～高校3年生相当 * 助成金額：1人1回2千円（13歳未満については上限2回）</p> <table border="1"> <tr> <td>款</td><td>4</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>2</td><td>予防費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td></tr> </table> <p>(継続) 新型コロナウイルスワクチン接種事業 本年4月からB類疾病の定期接種となるため、対象となる65歳以上の高齢者と60歳から64歳までの重症化リスクの高い者の接種費用の負担軽減を図り、年に1回、秋冬の接種を推進します。 * 対象者： ①65歳以上の高齢者 ②60～64歳で重症化リスクの高い者 * 自己負担軽減額：1人1回3,500円（上限1回）</p> <table border="1"> <tr> <td>款</td><td>4</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>2</td><td>予防費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td></tr> </table>	款	3	項	1	目	10	保健福祉センター費	所管	健康福祉課	款	3	項	1	目	11	後期高齢者医療費	所管	健康福祉課	款	4	項	1	目	1	保健衛生総務費	所管	健康福祉課	款	4	項	1	目	2	予防費	所管	健康福祉課	款	4	項	1	目	2	予防費	所管	健康福祉課	款	4	項	1	目	2	予防費	所管	健康福祉課	款	4	項	1	目	2	予防費	所管	健康福祉課	97,447
款	3	項	1	目	10	保健福祉センター費	所管	健康福祉課																																																									
款	3	項	1	目	11	後期高齢者医療費	所管	健康福祉課																																																									
款	4	項	1	目	1	保健衛生総務費	所管	健康福祉課																																																									
款	4	項	1	目	2	予防費	所管	健康福祉課																																																									
款	4	項	1	目	2	予防費	所管	健康福祉課																																																									
款	4	項	1	目	2	予防費	所管	健康福祉課																																																									
款	4	項	1	目	2	予防費	所管	健康福祉課																																																									
		2,400																																																															
		42,027																																																															
		2,673																																																															
		12,260																																																															

(1)健康づくりの推進	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>4</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>4</td><td>健康増進費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td></tr> </table> <p>(継続) 各種検診(健診)事業</p> <p>地域・職域等と連携し、特定基本健康診査や各種がん検診（乳がん・子宮がん・肺がん・胃がん・大腸がん・前立腺がん）等の受診率向上を図るとともに、継続受診勧奨及び要精検者の受診勧奨を行い生活習慣病の予防や重症化予防に努めます。</p> <p>また、引き続き39歳以下の国保加入者の健診費用を無料とし、若年層の健診受診率の向上に努めます。</p>	款	4	項	1	目	4	健康増進費	所管	健康福祉課	25,168
款	4	項	1	目	4	健康増進費	所管	健康福祉課			
(2)医療環境の充実	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>4</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>4</td><td>健康増進費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td></tr> </table> <p>(継続) ひきこもりサポート事業</p> <p>ひきこもりの状態にある方やその家族の支援を目的に、より身近なところで相談ができる、支援が受けられる環境づくりを進めるため、相談事業や平日の居場所づくり事業を行います。家から出る機会を提供することで、将来的に就職へつなげられるよう支援します。</p>	款	4	項	1	目	4	健康増進費	所管	健康福祉課	4,300
款	4	項	1	目	4	健康増進費	所管	健康福祉課			
(3)地域福祉力の向上	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>1</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>1</td><td>病院建設改良費</td><td>所管</td><td>公立浜坂病院</td></tr> </table> <p>(継続) 浜坂病院院内環境整備事業</p> <p>持続可能な医療提供体制を確保するとともに、利用者へのサービスの向上を図るために、病院内の環境整備を行います。</p> <p>* 風除室・医師住宅屋根、医局ベランダ防水シート改修等 * 多項目自動血球分析装置、電子カルテネットワーク機器更新</p>	款	1	項	1	目	1	病院建設改良費	所管	公立浜坂病院	47,200
款	1	項	1	目	1	病院建設改良費	所管	公立浜坂病院			
	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>3</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>1</td><td>社会福祉総務費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td></tr> </table> <p>(継続) 民生委員活動事業</p> <p>地域内の要援護者等の見守り、相互の連携を深め、町民の立場に立った相談・支援活動等を強化するため、民生委員児童委員協議会の活動に対して助成します。</p> <p>* 委員数 53名 (浜坂地域 28名 温泉地域 25名)</p>	款	3	項	1	目	1	社会福祉総務費	所管	健康福祉課	4,675
款	3	項	1	目	1	社会福祉総務費	所管	健康福祉課			
	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>4</td><td>項</td><td>3</td><td>目</td><td>2</td><td>権利擁護事業費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td></tr> </table> <p>(継続) 権利擁護事業</p> <p>成年後見制度や日常生活自立支援事業等の支援がスムーズに受けられるよう、町直営の中核機関設置に向けて取り組みます。</p> <p>高齢者虐待の未然防止と早期発見・早期対応のため、関係機関との連携強化に努めます。また、広報やホームページ等での周知や出前講座等を活用し、権利擁護の普及・啓発活動を推進します。</p>	款	4	項	3	目	2	権利擁護事業費	所管	健康福祉課	1,478
款	4	項	3	目	2	権利擁護事業費	所管	健康福祉課			

(4)高齢者福祉の充実	<p>[公立浜坂病院事業会計]</p> <table border="1"> <tr><td>款</td><td>1</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>1</td><td>病院建設改良費</td><td>所管</td><td>介護老人保健施設</td></tr> </table> <p>(継続) 老人保健施設「ささゆり」施設内環境整備事業</p> <p>平成10年に建築された施設において、利用者が安心・安全に利用できるように施設内の環境整備を行います。 令和6年度は、空調設備改修工事を行います。</p>	款	1	項	1	目	1	病院建設改良費	所管	介護老人保健施設	155,600
款	1	項	1	目	1	病院建設改良費	所管	介護老人保健施設			
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>3</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>4</td><td>老人福祉費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td></tr> </table> <p>(継続) 長寿・敬老祝福事業</p> <p>地域で敬老思想を高め、地域コミュニティの充実を図るため、敬老会事業に助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 最高齢者祝福、百寿、米寿、金婚夫婦のお祝い * 地域敬老会開催事業補助 	款	3	項	1	目	4	老人福祉費	所管	健康福祉課	4,235	
款	3	項	1	目	4	老人福祉費	所管	健康福祉課			
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>3</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>4</td><td>老人福祉費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td></tr> </table> <p>(継続) 高齢者福祉タクシー助成事業</p> <p>満75歳以上の方、満65歳以上の重度の障がい者の方がタクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 1枚500円の助成券を交付 * 年間最大24枚を交付（追加交付対象者は最大48枚交付） (養護老人ホーム等に入所中または、自動車の運転が可能な場合を除く) 	款	3	項	1	目	4	老人福祉費	所管	健康福祉課	8,207	
款	3	項	1	目	4	老人福祉費	所管	健康福祉課			
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>3</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>4</td><td>老人福祉費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td></tr> </table> <p>(継続) 緊急通報システム運営事業</p> <p>ひとり暮らしの高齢者等が、家庭での事故や急病等の緊急をするときに助けを求めることができる緊急通報装置を貸与し、緊急事態に陥ったとき、速やかに通報できるよう援助を行います。</p> <p>また、緊急通報業務に加え相談業務や定期的な安否確認を実施します。</p>	款	3	項	1	目	4	老人福祉費	所管	健康福祉課	1,743	
款	3	項	1	目	4	老人福祉費	所管	健康福祉課			
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>3</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>4</td><td>老人福祉費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td></tr> </table> <p>(継続) 高齢者補聴器購入助成事業</p> <p>高齢者の聴力低下を早期に対応することで、社会参加や地域交流を促進して認知症やフレイルを予防することを目的として、聴力機能低下により日常生活に支障がある高齢者を対象に、補聴器の購入費用を助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 対象者：65歳以上で聴力身体障害者手帳を持っておらず両耳聴力が40dB以上かつ片耳聴力が70dB未満の中等度難聴の者 * 助成金額：補聴器購入費に対して最大3万円を助成 	款	3	項	1	目	4	老人福祉費	所管	健康福祉課	900	
款	3	項	1	目	4	老人福祉費	所管	健康福祉課			
	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>3</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>5</td><td>福祉医療費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td></tr> </table> <p>(継続) 福祉医療費助成事業(高齢期移行医療費)</p> <p>県の福祉医療費助成事業に加え、町の単独助成を継続して実施することで、対象者が安心して医療を受けられるよう福祉の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 高齢期移行医療費の助成 	款	3	項	1	目	5	福祉医療費	所管	健康福祉課	26,736
款	3	項	1	目	5	福祉医療費	所管	健康福祉課			

(4)高齢者福祉の充実	<p>[介護保険事業特別会計]</p> <table border="1"> <tr><td>款</td><td>4</td><td>項</td><td>2</td><td>目</td><td>1</td><td>一般介護予防事業費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td></tr> </table> <p>(継続) いきいき百歳体操推進事業</p> <p>町民同士が介護予防に取り組み、見守り支え合うことで、高齢になっても住み慣れた地域で、可能な限り自立した生活が続けられるよう、集落（地区）単位で行う「いきいき百歳体操」を推進します。また、継続して体操に参加できるよう、集落に応じた後方支援を行います。</p>	款	4	項	2	目	1	一般介護予防事業費	所管	健康福祉課	1,342
款	4	項	2	目	1	一般介護予防事業費	所管	健康福祉課			
(5)障がい者福祉の充実	<p>[介護保険事業特別会計]</p> <table border="1"> <tr><td>款</td><td>4</td><td>項</td><td>3</td><td>目</td><td>7</td><td>認知症総合支援事業費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td></tr> </table> <p>(継続) 認知症総合支援事業</p> <p>認知症が疑われる人・認知症当事者やその家族からの相談に対して、「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期診断・早期対応の支援を行います。</p> <p>認知症当事者と家族の支援のため、互いに話し合い、共に活動を楽しみ、関係の再構築を図る「認知症一体的支援プログラム」に取り組みます。</p> <p>認知症の理解を深めるため、住民及び専門職を対象に認知症講演会を開催します。また、効果的な認知症予防の仕組みづくりを行うため、神戸大学の教授・研究者による健康づくりセミナーを開催します。</p>	款	4	項	3	目	7	認知症総合支援事業費	所管	健康福祉課	1,222
款	4	項	3	目	7	認知症総合支援事業費	所管	健康福祉課			
	<p>[款] 3 項 1 目 1 社会福祉総務費</p> <p>(継続) 障がい者支援事業</p> <p>【自立支援給付】</p> <p>障害者総合支援法に基づき、障がい者が生活介護など介護の支援を受ける「介護給付」、就労継続支援など訓練等の支援を受ける「訓練等給付」による障害福祉サービスを提供します。</p> <p>その他、自立支援医療費、補装具費の給付を行います。</p> <p>【地域生活支援】</p> <p>障害者総合支援法に基づき、障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた事業を展開します。訪問入浴などのサービスや生活訓練、日常生活用具の給付等を行います。</p> <p>【地域生活支援事業（地域活動支援センター）】</p> <p>障がい者等に、通所による創作活動及び生活活動の機会を提供し、地域生活支援の促進を図ります。</p> <p>また、地域活動支援センター「のぎく」等に運営費の一部を補助し、生産活動、訓練作業の支援を行います。</p>	492,873									
	<p>[款] 3 項 1 目 1 社会福祉総務費</p> <p>(継続) 手話奉仕員養成事業</p> <p>聴覚、音声機能及び言語機能に障がいのある方の日常生活における意思疎通の向上を図るため、必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。</p>	803									

(5)障がい者福祉の充実	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>3</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>1</td><td>社会福祉総務費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td></tr> </table> <p>(継続) 放課後等デイサービス事業所開設サポート事業</p> <p>出石特別支援学校みかた校に通学する児童及び生徒が同校近隣での放課後等デイサービスの利用が可能となるよう、同校近隣で放課後等デイサービス事業を実施予定の事業者（現在は日中一時支援事業を実施中）に対し、開設までの間の運営費等を香美町と共同で助成します（令和7年度開設予定）。</p>	款	3	項	1	目	1	社会福祉総務費	所管	健康福祉課	2,528
款	3	項	1	目	1	社会福祉総務費	所管	健康福祉課			
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>3</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>1</td><td>社会福祉総務費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td></tr> </table> <p>(新規) 障害者グループホーム新規開設推進等事業</p> <p>グループホームの新規開設を促進し、地域における障がい者の自立した生活の推進、地域移行の推進を図るため、グループホームを新たに開設する事業者に対し、開設に係る施設改修等の経費の一部を助成します。</p> <p>【新規開設推進事業】</p> <p>*助成内容：新築 対象経費の3/4（上限3,000万円） 改修等 対象経費の3/4（上限1,500万円）</p> <p>【新規開設サポート事業】</p> <p>*助成内容：備品購入費 対象経費の2/3（上限27万円） 住居の借り上げ等に要する初期経費 対象経費の2/3（上限7万円）</p>	款	3	項	1	目	1	社会福祉総務費	所管	健康福祉課	30,732	
款	3	項	1	目	1	社会福祉総務費	所管	健康福祉課			
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>3</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>5</td><td>福祉医療費</td><td>所管</td><td>健康福祉課</td></tr> </table> <p>(継続) 福祉医療費助成事業(障がい者医療費)</p> <p>県の福祉医療費助成事業に加え、町の単独助成を継続して実施することで、対象者が安心して医療を受けられるよう福祉の充実を図ります。</p> <p>*重度障がい者医療費の助成、高齢重度障がい者医療費の助成</p>	款	3	項	1	目	5	福祉医療費	所管	健康福祉課	26,333	
款	3	項	1	目	5	福祉医療費	所管	健康福祉課			

4. 安全で住みやすい環境の整ったまち

(単位:千円)

主要施策名	事業名及び主な事業の内容	予算額														
(1)消防・防災の推進	<table border="1"> <tr> <td>款 3 項 3 目 1 災害救助費</td> <td>所管 町民安全課・防災安全室</td> </tr> </table> <p>(新規) 能登半島地震災害救助事業 令和6年1月1日に発生した能登半島地震で被災した自治体を支援するため、県の要請に応じて職員を派遣し、避難所運営や災害復旧活動を応援します。</p> <table border="1"> <tr> <td>款 8 項 3 目 3 砂防費</td> <td>所管 建設課</td> </tr> </table> <p>(継続) 急傾斜地崩壊対策事業 急傾斜地の崩壊による災害から町民の生命・財産を守るため、県とともに崩壊対策事業を積極的に推進します。 【負担金】継続：4地区</p> <table border="1"> <tr> <td>款 8 項 5 目 1 住宅管理費</td> <td>所管 建設課</td> </tr> </table> <p>(継続) 耐震診断・耐震改修促進事業 建築物の地震に対する安全性の向上を図るために、町内に存する住宅の所有者が実施する耐震診断及び耐震改修工事に係る経費の一部を補助します。 *簡易耐震診断：10戸 *耐震改修補助：1戸 *簡易耐震改修補助：1戸</p> <table border="1"> <tr> <td>款 8 項 5 目 1 住宅管理費</td> <td>所管 建設課</td> </tr> </table> <p>(継続) 土砂災害対策支援事業 土砂災害から居住者の生命・財産を守るため、土砂災害等の危険区域にある住宅の移転等に係る経費の一部を助成します。 *住宅等移転：1戸 *除却：1戸</p> <table border="1"> <tr> <td>款 9 項 1 目 1 常備消防費</td> <td>所管 町民安全課・防災安全室</td> </tr> </table> <p>(継続) 美方広域消防本部負担金 美方郡広域事務組合に拠出し、火事や救急時等における常備消防組織を維持することで住民の安心・安全を図ります。 令和6年度は、MVF（ブーム付多目的消防ポンプ自動車）の整備を行います。</p> <table border="1"> <tr> <td>款 9 項 1 目 2 非常備消防費</td> <td>所管 町民安全課・防災安全室</td> </tr> </table> <p>(継続) 消防団員自動車運転免許取得支援事業 消防団員の確保及び団員の円滑で迅速な消防活動の推進を図るために、準中型自動車免許・中型自動車免許・A T限定解除を必要とする団員を対象に、その免許取得にかかる費用の一部を助成します。</p> <table border="1"> <tr> <td>款 9 項 1 目 3 消防施設費</td> <td>所管 町民安全課・防災安全室</td> </tr> </table> <p>(継続) ひょうご防災ネットの運営事業 地震、水害等の発生時にスマートフォンの機能やホームページを活用して、直接、災害情報や避難情報などの緊急情報を発信するシステムを緊急速報メールと連動させて運営します。</p>	款 3 項 3 目 1 災害救助費	所管 町民安全課・防災安全室	款 8 項 3 目 3 砂防費	所管 建設課	款 8 項 5 目 1 住宅管理費	所管 建設課	款 8 項 5 目 1 住宅管理費	所管 建設課	款 9 項 1 目 1 常備消防費	所管 町民安全課・防災安全室	款 9 項 1 目 2 非常備消防費	所管 町民安全課・防災安全室	款 9 項 1 目 3 消防施設費	所管 町民安全課・防災安全室	3,222 21,050 2,515 7,543 365,257 100 1,017
款 3 項 3 目 1 災害救助費	所管 町民安全課・防災安全室															
款 8 項 3 目 3 砂防費	所管 建設課															
款 8 項 5 目 1 住宅管理費	所管 建設課															
款 8 項 5 目 1 住宅管理費	所管 建設課															
款 9 項 1 目 1 常備消防費	所管 町民安全課・防災安全室															
款 9 項 1 目 2 非常備消防費	所管 町民安全課・防災安全室															
款 9 項 1 目 3 消防施設費	所管 町民安全課・防災安全室															

(1)消防・防災の推進	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>9</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>3</td><td>消防施設費</td><td>所管</td><td>町民安全課・防災安全室</td></tr> </table> <p>(継続) 消防団車両・小型動力ポンプ更新事業</p> <p>火災から町民の生命・財産を守るため、老朽化した消防団の車両及び小型動力ポンプを更新し、設備の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 積載車の更新：第14分団 居組部 * 小型動力ポンプの更新：岸田地区、鐘尾地区 	款	9	項	1	目	3	消防施設費	所管	町民安全課・防災安全室	14,842
款	9	項	1	目	3	消防施設費	所管	町民安全課・防災安全室			
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>9</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>5</td><td>災害対策費</td><td>所管</td><td>町民安全課・防災安全室</td></tr> </table> <p>(拡充) 自主防災組織活動支援事業</p> <p>災害発生時における応急活動を円滑に行うため、自主防災組織等が実施する防災・消火訓練に対し、活動交付金を交付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 普及活動 1地区：1万円+参加世帯数×100円 * 個別避難計画作成1地区：初回5万円、更新1.5万円（新規） * 防災リーダーの配置1地区：5千円（新規） 	款	9	項	1	目	5	災害対策費	所管	町民安全課・防災安全室	1,072	
款	9	項	1	目	5	災害対策費	所管	町民安全課・防災安全室			
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>9</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>5</td><td>災害対策費</td><td>所管</td><td>町民安全課・防災安全室</td></tr> </table> <p>(継続) 防災用備品・備蓄品等整備事業</p> <p>災害時における被災者の生活必需品を補完するため、食料品や生活用品、資機材などの防災用備品・備蓄品の整備、充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 防災用備品・備蓄品 <ul style="list-style-type: none"> ・非常食、保存水、ミルク、毛布、消毒液・除菌用品、簡易ベッド、防災テント、訓練用消火器 * 災害対策本部施設間オンライン化 <ul style="list-style-type: none"> ・パソコン・カメラ・モニター・プロジェクター他 	款	9	項	1	目	5	災害対策費	所管	町民安全課・防災安全室	6,558	
款	9	項	1	目	5	災害対策費	所管	町民安全課・防災安全室			
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>9</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>5</td><td>災害対策費</td><td>所管</td><td>町民安全課・防災安全室</td></tr> </table> <p>(継続) ひょうご防災リーダー等育成支援事業</p> <p>地域防災力の向上と活性化を図るため、防災リーダー等の資格取得にかかる費用の一部を助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 助成金額：資格取得に係る費用（上限：30,000円） 	款	9	項	1	目	5	災害対策費	所管	町民安全課・防災安全室	450	
款	9	項	1	目	5	災害対策費	所管	町民安全課・防災安全室			
(2)道路網の整備	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>8</td><td>項</td><td>2</td><td>目</td><td>1</td><td>道路橋りょう維持費</td><td>所管</td><td>建設課</td></tr> </table> <p>(継続) 道路施設長寿命化事業</p> <p>町が管理する道路を安心・安全に利用していただくため、道路施設や付属物等の点検を実施し、計画的に管理・修繕を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 楠谷橋他1橋橋梁修繕工事 * 釜屋橋撤去・迂回路整備工事 * 長谷橋他橋梁補修設計業務 * 町道歌長高山線他法面修繕工事 	款	8	項	2	目	1	道路橋りょう維持費	所管	建設課	291,800
款	8	項	2	目	1	道路橋りょう維持費	所管	建設課			
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>8</td><td>項</td><td>2</td><td>目</td><td>2</td><td>道路橋りょう新設改良費</td><td>所管</td><td>建設課</td></tr> </table> <p>(継続) 道路改良事業</p> <p>町民の生活基盤である町道の整備拡充を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 工事：町道第二池田線他4路線道路改良工事 <ul style="list-style-type: none"> 町道七釜正法庵線道路改良工事 町道丹土中辻線舗装修繕工事 町道海上第一村中線道路改良工事 * 委託：町道対田線用地測量業務 * 土地購入：町道第二池田線他4路線用地費 * 負担金：浜坂踏切拡幅事業 	款	8	項	2	目	2	道路橋りょう新設改良費	所管	建設課	115,964	
款	8	項	2	目	2	道路橋りょう新設改良費	所管	建設課			

(2)道路網の整備	款 11 項 2 目 1 公共土木施設災害復旧費	所管 建設課	234,490	
	(継続) 町道久谷桃観線災害復旧事業			
(3)交通・移動手段の充実	款 2 項 1 目 5 企画費	所管 企画課	4,572	
	(継続) 航空機利用助成金事業			
	但馬空港の利用促進を図るため、町民等が但馬～大阪間の航空機を利用する際の航空運賃を助成するとともに、町内の小学校4年生を対象とした航空機利用による社会施設見学の旅に対して、航空運賃を助成します。			
	款 2 項 1 目 5 企画費	所管 企画課		
	(拡充) JR山陰本線利用促進事業		3,083	
	JR山陰本線における今後の鉄道運行の持続的な確保と利便性の向上を図るため、町民の鉄道利用の増加、路線維持に対する意識の高揚を目的とする事業を実施します。			
	令和6年度は、特急はまかぜ利用助成や鉄道往復利用支援事業、職員出張時の鉄道利用をさらに促進するとともに、新たに、浜坂～鳥取間を対象とした特急はまかぜ利用支援事業を実施します。			
	款 2 項 1 目 5 企画費	所管 企画課		
	(継続) 町民バス運行事業		149,552	
	高齢者や障害のある方、通勤・通学者など、自家用自動車での移動が困難な町民や来訪者等の移動手段を継続的に維持・確保するため、町主体の自主運行バスである町民バスを運行します。			
	また、浜坂高校を支援するため、引き続き、浜坂高校生徒の町民バス通学定期券の購入に係る費用を減額します。			
	*負担率：通常の通学定期券の1/4負担			
	款 2 項 1 目 5 企画費	所管 企画課	1,081	
	(継続) 町民タクシー運行事業			
	公共交通機関が運行されていない地域に居住する方の移動手段を確保し、日常生活を支援するため、町民タクシーの利用券を交付します。			
	款 2 項 1 目 5 企画費	所管 企画課		
(4)交通安全・防犯対策の充実	款 2 項 1 目 7 交通安全対策事業費	所管 町民安全課・防災安全室	9,428	
	款 2 項 1 目 7 交通安全対策事業費	所管 建設課		
(継続) 交通安全対策事業				
【町民安全課】				
正しい交通ルールやマナーを身につけてもらうため、警察や交通安全協会と連携し、交通安全啓発活動を実施します。				
【建設課】				
歩行者と運転者の安全を確保するため、危険箇所へ反射鏡、ガードレールの設置、また通学路の安全対策としてグリーンベルトを舗設するなど交通安全施設の整備及び修繕を進めます。				

(4)交通安全・防犯対策の充実	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>2</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>7</td><td>交通安全対策事業費</td><td>所管</td><td>町民安全課・防災安全室</td></tr> </table> <p>(継続) 高齢者運転免許証自主返納等支援事業</p> <p>高齢者が運転免許証を自主返納等しやすい環境を整えるため、運転経歴証明書の申請に係る費用を助成します。</p> <p>*助成金額：申請費用（上限：1,100円）</p>	款	2	項	1	目	7	交通安全対策事業費	所管	町民安全課・防災安全室	77
款	2	項	1	目	7	交通安全対策事業費	所管	町民安全課・防災安全室			
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>2</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>8</td><td>諸費</td><td>所管</td><td>町民安全課・防災安全室</td></tr> </table> <p>(継続) 防犯対策事業</p> <p>警察や防犯協会などと連携し、防犯意識の高揚に向けた啓発活動や防犯情報の提供を進めるとともに、パトロールなど地域の自主的な防犯活動を支援します。</p> <p>また、人権推進の町として犯罪被害者の視点に立ち、犯罪被害者等へ支援金を支給します。</p>	款	2	項	1	目	8	諸費	所管	町民安全課・防災安全室	1,622	
款	2	項	1	目	8	諸費	所管	町民安全課・防災安全室			
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>2</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>8</td><td>諸費</td><td>所管</td><td>町民安全課・防災安全室</td></tr> </table> <p>(継続) 防犯カメラ設置補助事業</p> <p>防犯カメラの設置に係る費用の一部を助成し、地域の防犯体制の強化を図ることで、安心・安全なまちづくりを推進します。</p> <p>*助成金額：設置に係る費用の7/10（上限 140,000円）</p>	款	2	項	1	目	8	諸費	所管	町民安全課・防災安全室	420	
款	2	項	1	目	8	諸費	所管	町民安全課・防災安全室			
(5)上下水道の整備	<p>[水道事業会計]</p> <table border="1"> <tr><td>款</td><td>1</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>1</td><td>原水及び給水施設費</td><td>所管</td><td>上下水道課</td></tr> </table> <p>(継続) 照来地区水道テレメータ装置更新事業</p> <p>老朽化した浄水施設を計画的に更新することで、災害への対応を図り、水道水の安定供給に努めます。</p>	款	1	項	1	目	1	原水及び給水施設費	所管	上下水道課	55,000
款	1	項	1	目	1	原水及び給水施設費	所管	上下水道課			
<p>[水道事業会計]</p> <table border="1"> <tr><td>款</td><td>1</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>2</td><td>建設改良費</td><td>所管</td><td>上下水道課</td></tr> </table> <p>(継続) 水道配水管布設替事業</p> <p>老朽化した配水管等を計画的に更新することで、災害への対応を図り、水道水の安定供給に努めます。</p> <p>令和6年度は、二日市地内の配水管を更新します。</p>	款	1	項	1	目	2	建設改良費	所管	上下水道課	20,000	
款	1	項	1	目	2	建設改良費	所管	上下水道課			
<p>[下水道事業会計]</p> <table border="1"> <tr><td>款</td><td>1</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>1</td><td>建設改良費</td><td>所管</td><td>上下水道課</td></tr> </table> <p>(継続) 処理場及びマンホールポンプ設備改築事業(公共・特環)</p> <p>施設の最適化・長寿命化を図り、良質な下水道サービス提供の持続性を確保するため、新温泉町ストックマネジメント計画に基づき、処理場（監視装置設備等）及びマンホールポンプ設備（ポンプ本体等）の改築（更新・長寿命化対策）を実施します。</p>	款	1	項	1	目	1	建設改良費	所管	上下水道課	147,400	
款	1	項	1	目	1	建設改良費	所管	上下水道課			
<p>[下水道事業会計]</p> <table border="1"> <tr><td>款</td><td>1</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>1</td><td>建設改良費</td><td>所管</td><td>上下水道課</td></tr> </table> <p>(継続) 下水道施設浸水対策事業(公共・特環)</p> <p>新温泉町耐水化計画に基づき、浜坂浄化センター及び温泉中央浄化センターにおいて、浸水対策（耐水化）事業を実施するため、実施計画を行います。</p>	款	1	項	1	目	1	建設改良費	所管	上下水道課	13,000	
款	1	項	1	目	1	建設改良費	所管	上下水道課			

(6)市街地の整備	款 8 項 4 目 4 街路事業費	所管 建設課	
	(継続) 街路事業(浜坂駅港湾線整備)		20,607

都市計画道路浜坂駅港湾線の未整備区間として残っている J R 浜坂駅から浜坂北小学校の南西部交差点までの区間の整備事業に県とともに取り組み、地域の活性化と歩行者の安全性の向上を図ります。

【負担金】

*都市計画道路浜坂駅港湾線街路事業（公共・県単）負担金

5. 自然と調和して心地よく暮らせるまち

(単位:千円)

主要施策名	事業名及び主な事業の内容	予算額
(1)自然環境の保全	<p>款 6 項 1 目 3 農業振興費 所管 農林水産課</p> <p>(継続) 多面的機能支払事業</p> <p>【農地維持支払及び資源向上（共同）】 農地や農業用水、ため池といった農業・農村資源を食料の安定供給、多面的機能の發揮に不可欠な「社会共通資本」と位置付け地域ぐるみの保全活動を実施するため、集落単位の農村保全活動組織と活動計画等について町と協定を結び、その実践活動に助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 取組活動組織：40 組織 * 交付単価：田 5,400円 畑 3,440円 (継続地区及び長寿命化重複地区については 資源向上（共同）は3/4単価) * 交付金負担割合：国2/4 県1/4 町1/4 <p>【資源向上（長寿命化）】 集落を農地・農業用水等の資源保全管理活動を行う主体と位置付け、水路、農道路肩、ため池の補修や農道舗装の更新等、施設の長寿命化のための活動を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 取組活動組織：35 組織 * 交付単価：水田 4,400円 畑 2,000円 * 交付金負担割合：国2/4 県1/4 町1/4 	54,633
	<p>款 6 項 1 目 7 土地改良費 所管 農林水産課</p> <p>(継続) 農村地域防災減災事業</p> <p>異常気象による災害リスクが高まる中、農業の持続的な発展を促しながら、適切な長寿命化対策や防災・減災対策を実施することで、農業用施設を健全に維持し、町内の農業用ため池における被害の発生の未然防止を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 実施内容：ため池廃止事業 測量設計・工事 測量設計：竹田地区（初峰池） 工 事：塩山地区（下池） * 負担率：国100% 	20,000
	<p>款 6 項 1 目 7 土地改良費 所管 農林水産課</p> <p>(継続) ため池改修事業</p> <p>異常気象による災害リスクが高まる中、洪水吐機能の不足により決壊の恐れがあるため池について、洪水吐の改修工事等を実施し、被害の発生の未然防止を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 実施内容：ため池改修事業 設計業務・工事 設計業務：海上地区（九右衛門池） 工 事：切畠地区（ほうが谷池）、中辻地区（他人田池） 	18,000

(1)自然環境の保全	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>6</td><td>項</td><td>2</td><td>目</td><td>2</td><td>林業振興費</td><td>所管</td><td>農林水産課</td></tr> </table> <p>(継続) 森林管理100%作戦推進事業</p> <p>森林の多面的機能を高度発揮させるため、間伐が必要な人工林について公的関与を充実させ、間伐及び作業道開設を支援し、森林管理の徹底を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 対象森林 : スギ・ヒノキの人工林、材齢26~60年生 * 補助率 : 造林事業（国51%、県17%）の補助残（32%）について、「森林管理100%作戦」推進事業により実施します。 * 除間伐 : A=65ha * 作業道開設 : L=5,100m 	款	6	項	2	目	2	林業振興費	所管	農林水産課	8,541
款	6	項	2	目	2	林業振興費	所管	農林水産課			
	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>6</td><td>項</td><td>2</td><td>目</td><td>2</td><td>林業振興費</td><td>所管</td><td>農林水産課</td></tr> </table> <p>(拡充) 森林経営管理事業</p> <p>森林環境譲与税を活用して、間伐や路網などの森林整備を進め森林の有する機能を高め、災害の防止や水源涵養に努めるとともに、森林整備の効率化や木材を有効に活用するための各事業について支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 条件不利地間伐推進事業 : 27ha * 新温泉町スマート林業及び高性能林業機械導入更新支援事業 * 新温泉町木質バイオマス活用施設等整備事業（新規） * 森林資源活用事業 	款	6	項	2	目	2	林業振興費	所管	農林水産課	26,882
款	6	項	2	目	2	林業振興費	所管	農林水産課			
	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>6</td><td>項</td><td>2</td><td>目</td><td>2</td><td>林業振興費</td><td>所管</td><td>農林水産課</td></tr> </table> <p>(継続) 森林・林業ビジョン策定事業</p> <p>新温泉町の町域の約8割を占める森林は林産物の供給、水源かん養、土砂災害や地球温暖化の防止のほか、野生生物の生息や住民のやすらぎの場など、町民の貴重な財産である一方で、伐期を迎えた人工林などの森林資源の利用が課題となっています。この中で本町の森林と林業のあるべき将来像を検討し、実現するための施策を計画的な構想として「新温泉町森林・林業ビジョン」を策定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> * サポート業務委託 * 森林・林業ビジョン策定委員会 3回 	款	6	項	2	目	2	林業振興費	所管	農林水産課	9,120
款	6	項	2	目	2	林業振興費	所管	農林水産課			
	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>6</td><td>項</td><td>3</td><td>目</td><td>3</td><td>漁港管理費</td><td>所管</td><td>農林水産課</td></tr> </table> <p>(継続) 海岸・漁港環境保全事業</p> <p>海岸環境の景観維持、美化保全を図るため、海岸の美化清掃を行います。また、浜坂漁港内にある緑地帯等の維持管理を行い、景観の美化を図ります。</p>	款	6	項	3	目	3	漁港管理費	所管	農林水産課	17,210
款	6	項	3	目	3	漁港管理費	所管	農林水産課			
	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>7</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>3</td><td>観光費</td><td>所管</td><td>商工観光課</td></tr> </table> <p>(継続) 自然公園維持管理・施設管理事業</p> <p>国立公園・自然公園内の環境美化活動の推進や施設の維持管理を行い、上山高原一帯遊歩道等の施設管理及び修繕や上山高原エコミュージアムと連携し、自然を活用したプログラムを実施します。</p> <p>令和6年度は、引き続きシワガラの滝遊歩道の手摺りなどを修繕し、事故防止対策を実施するとともに、トレイルランニングイベントを開催し、上山高原周辺エリアの魅力を発信します。</p>	款	7	項	1	目	3	観光費	所管	商工観光課	5,651
款	7	項	1	目	3	観光費	所管	商工観光課			

(2)生活環境の充実	<table border="1"> <tr> <td>款</td><td>7</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>2</td><td>商工振興費</td><td>所管</td><td>商工観光課</td></tr> </table> <p>(拡充) 定住促進住宅取得助成金事業</p> <p>過疎化による人口減少を抑制し、町内の若者の定住促進及び本町へのU・I・Jターンの住宅支援を図るため、町内で新たに住宅を購入する、又は増改築を行う費用の一部を助成します。また、転入者かつ子育て世帯の場合は助成を拡充し、子育て世帯の支援を行うとともに、定住人口の確保に併せて、町内の住宅関連産業の振興を図ります。</p> <p>* 対象年齢：満45歳未満（転入者は年齢不問） * 対象工事：[新築及び購入] 500万円超 [改修] 50万円超 * 助成金額：費用の1/10（上限50万円） 転入者：費用の1/10（上限70万円） 転入者かつ子育て世帯：費用の1/5（上限100万円）</p>	款	7	項	1	目	2	商工振興費	所管	商工観光課	18,000
款	7	項	1	目	2	商工振興費	所管	商工観光課			
	<table border="1"> <tr> <td>款</td><td>7</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>2</td><td>商工振興費</td><td>所管</td><td>商工観光課</td></tr> </table> <p>(継続) 民間賃貸住宅家賃助成金事業</p> <p>結婚後3年未満の夫婦（一方が40歳未満）世帯又は40歳未満の転入者に民間賃貸住宅の家賃を助成し、移住・定住の促進を図ります。</p> <p>* 助成金額：家賃から3.5万円を差し引いた額（上限月額1万円） * 条 件：婚姻又は転入後3年までの間に通算2年分補助</p>	款	7	項	1	目	2	商工振興費	所管	商工観光課	1,000
款	7	項	1	目	2	商工振興費	所管	商工観光課			
	<table border="1"> <tr> <td>款</td><td>7</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>2</td><td>商工振興費</td><td>所管</td><td>商工観光課</td></tr> </table> <p>(拡充) 空き家利活用事業</p> <p>新温泉町「空き家バンク」に登録している又は登録予定の空き家のリフォームに係る費用の一部、家財道具処分に係る費用の一部を助成します。また、空き家バンクの賃貸物件を充実させるため、賃貸物件として登録し、又は登録予定の空き家のリフォームについて助成を拡充し、空き家を再生することで、移住定住の促進を図ります。</p> <p>【空き家リフォーム助成金】 * 助成金額：①リフォーム費用 <ul style="list-style-type: none"> ・費用の1/10（上限50万円） ・空き家バンクに「賃貸」として登録又は登録予定の場合 費用の1/2（上限100万円） ②家財道具処分費用 <ul style="list-style-type: none"> ・費用の1/2（上限10万円） * 条 件：町内に本店等を有する業者を利用しての施工</p>	款	7	項	1	目	2	商工振興費	所管	商工観光課	7,000
款	7	項	1	目	2	商工振興費	所管	商工観光課			
	<table border="1"> <tr> <td>款</td><td>7</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>2</td><td>商工振興費</td><td>所管</td><td>商工観光課</td></tr> </table> <p>(継続) いなか暮らし体験住宅運営事業</p> <p>新温泉町に移住を希望している方又は地域活性化に関わる活動をする方に、新温泉町での田舎暮らしを体験する生活拠点として、又は活動拠点としてももらうため、賃貸住宅を運営し、町内への定住促進等を図ります。</p> <p>* 月額賃料：25,000円（光熱水費別）</p>	款	7	項	1	目	2	商工振興費	所管	商工観光課	1,159
款	7	項	1	目	2	商工振興費	所管	商工観光課			

(2)生活環境の充実	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>8</td><td>項</td><td>5</td><td>目</td><td>1</td><td>住宅管理費</td><td>所管</td><td>建設課</td></tr> </table> <p>(拡充) 空き家等対策事業</p> <p>安全・安心な生活環境を確保するため、空き家等対策計画に基づき、空き家の適切な管理を推進し、倒壊等のおそれがある老朽危険空き家等の除却に係る費用の一部を助成します。</p> <p>令和6年度は、新たに空き家除却助成や空き家等相続登記支援補助金を新設し、老朽化した空き家の解体を進めるとともに所有者不明の空き家の発生を予防します。</p> <p>【老朽危険空き家除却事業】 *助成金額：対象費用の2/3（上限100万円）</p> <p>【空き家除却事業】（新規） *助成金額：対象費用の1/3（上限50万円）</p> <p>【空き家等相続登記支援事業】（新規） *助成金額：対象費用の1/3（上限5万円）</p>	款	8	項	5	目	1	住宅管理費	所管	建設課	8,182																																				
款	8	項	5	目	1	住宅管理費	所管	建設課																																							
(3)循環型社会の形成	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>2</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>5</td><td>企画費</td><td>所管</td><td>企画課</td></tr> </table> <p>(継続) エコ・コンパクトタウン推進事業</p> <p>環境にやさしいまちづくりと循環型まちづくりによる地域活性化をめざし、再生可能エネルギーの普及推進を図ります。</p> <p>*再生可能エネルギー導入促進事業補助 *エコ・コンパクトタウン推進協議会</p> <table border="1"> <tr><td>款</td><td>2</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>5</td><td>企画費</td><td>所管</td><td>企画課</td></tr> </table> <p>(新規) 電気自動車購入事業</p> <p>走行時に温室効果ガスを排出せず、また災害時や停電時に非常用電源として活用できる電気自動車を購入し、環境にやさしく、災害に強いまちづくりを進めます。</p> <table border="1"> <tr><td>款</td><td>4</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>3</td><td>環境衛生費</td><td>所管</td><td>町民安全課</td></tr> </table> <p>(継続) 海岸漂着物等地域対策推進事業</p> <p>海外から漂着したごみやその他漂着ごみが継続的に堆積し、景観悪化と漁業の悪影響が生じているため、回収・処分等を行い景観保全に取り組みます。また地域団体等が行っている海岸清掃活動と協働し、環境改善や地域の活性化を図ります。</p> <table border="1"> <tr><td>款</td><td>4</td><td>項</td><td>2</td><td>目</td><td>1</td><td>清掃総務費</td><td>所管</td><td>町民安全課</td></tr> </table> <p>(継続) 資源ごみ集団回収運動奨励事業</p> <p>ごみの減量及び資源の有効利用を図るため、区及び各種団体等が行う資源ごみ集団回収運動に対し、資源ごみ集団回収運動奨励金を交付します。</p> <table border="1"> <tr><td>款</td><td>4</td><td>項</td><td>2</td><td>目</td><td>2</td><td>塵芥処理費</td><td>所管</td><td>町民安全課</td></tr> </table> <p>(継続) 北但行政事務組合負担金</p> <p>北但行政事務組合（1市2町構成）が運営しているクリーンパーク北但の運営費を拠出し、自然あふれる北但地域での循環型社会の形成に貢献します。</p>	款	2	項	1	目	5	企画費	所管	企画課	款	2	項	1	目	5	企画費	所管	企画課	款	4	項	1	目	3	環境衛生費	所管	町民安全課	款	4	項	2	目	1	清掃総務費	所管	町民安全課	款	4	項	2	目	2	塵芥処理費	所管	町民安全課	2,158
款	2	項	1	目	5	企画費	所管	企画課																																							
款	2	項	1	目	5	企画費	所管	企画課																																							
款	4	項	1	目	3	環境衛生費	所管	町民安全課																																							
款	4	項	2	目	1	清掃総務費	所管	町民安全課																																							
款	4	項	2	目	2	塵芥処理費	所管	町民安全課																																							
		5,800																																													
		1,989																																													
		1,505																																													
		53,664																																													

(4)高度情報化の推進	款 2 項 1 目 5 企画費 所管 企画課	37,252
	(拡充) 新温泉町自治体DX推進事業	
	<p>デジタル技術やデータの積極的な活用により、住民の行政手続きの簡素化及び利便性を向上させるとともに、業務の効率化を図ることで、限られた人的資源を有効活用し、行政サービスの充実を図ります。</p> <p>令和6年度は、SNS自治体公式アプリの機能を拡充し、電子申請、ポイント管理機能、スタンプラーなどに対応できる仕組みを導入します。さらに、統合型GISの地形図を作成するとともに公開型GISを導入し、地図情報のオープンデータ化を図ります。</p> <p>あわせて、各担当課で業務効率化や行政サービス向上を自律的に推進できるよう、デジタルツールを主体的に活用できる「DX推進リーダー」の育成に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> * SNS自治体公式アプリシステム運用 * 公開型GISの導入（新規） * DX推進リーダー育成研修（新規） 	
(5)安心な消費生活の推進	款 2 項 1 目 5 企画費 所管 企画課	426,437
	(継続) ケーブルテレビジョン整備事業	
	<p>老朽化により更新が必要となっている温泉地域のCATV機器と高速通信に対応したインターネット環境の整備を民間事業者と連携して行います。</p> <p>令和6年7月からブロードバンド未整備地区から優先して宅内工事を進め、民間サービスへの移行を開始します。</p>	
(6)温泉配湯の利活用	款 2 項 3 目 1 戸籍住民基本台帳費 所管 町民安全課	1,100
	(継続) マイナンバーカード推進事業	
	<p>高度情報通信技術を活用したサービスの提供に必要となるマイナンバーカードの普及促進のため、出張申請サービスや町内の郵便局との連携により取得環境を充実させ、取得による住民サービスの向上及び行政手続きの簡素化を図ります。</p>	
(5)安心な消費生活の推進	款 7 項 1 目 8 消費者行政費 所管 地域振興課	1,339
	(継続) 消費者行政推進事業	
(6)温泉配湯の利活用	款 2 項 1 目 5 企画費 所管 企画課・おんせん天国室	9,853
	(拡充) 温泉活用推進事業	

(6)温泉配湯の利活用	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>7</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>2</td><td>商工振興費</td><td>所管</td><td>商工観光課</td></tr> </table> <p>(継続) 温泉配湯助成金事業</p> <p>町内の温泉を活用し、移住・定住の促進を図るため、町内で住宅の新築、購入、改修を実施し、あわせて新たに温泉の配湯を開始した方を対象に、支払った温泉使用料に対して助成を行います。</p> <p>* 対象者：新温泉町定住促進住宅取得助成金の交付を受けた方</p>	款	7	項	1	目	2	商工振興費	所管	商工観光課	175								
款	7	項	1	目	2	商工振興費	所管	商工観光課											
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>7</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>3</td><td>観光費</td><td>所管</td><td>商工観光課</td></tr> </table> <p>(継続) 七釜温泉ゆ～らく館改修事業</p> <p>七釜温泉ゆ～らく館の浴室等の施設改修を行い、指定管理者である七釜区と共に施設の適切な管理運営と利用促進を図ります。</p> <p>令和6年度は、施設設置以来の年数が経年劣化により、ひび割れ等が発生している浴槽の修繕工事、高圧受電設備の改修工事を行うとともに、七釜温泉ゆ～らく館隣地の活用方法について検討を行います。</p>	款	7	項	1	目	3	観光費	所管	商工観光課	23,202									
款	7	項	1	目	3	観光費	所管	商工観光課											
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>7</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>4</td><td>地熱対策費</td><td>所管</td><td>企画課・おんせん天国室</td></tr> </table> <p>(拡充) 温泉審議会運営・地熱対策事業</p> <p>各温泉の源泉状況を把握するとともに、温泉を有効かつ適正に利用するため温泉審議会等を通じて地熱対策を行います。</p> <p>国民保養温泉地計画に基づき温泉入浴指導員の育成を図るとともに、各種温泉関係協議会等と連携しながら魅力ある温泉地づくりを目指します。</p> <p>令和6年度は、『「温泉文化」ユネスコ無形文化遺産』への登録を目指す活動への参画、泉源保護の観点からリアルタイムで温泉の温度を計測する監視システムを導入等を行います。</p>	款	7	項	1	目	4	地熱対策費	所管	企画課・おんせん天国室	3,495									
款	7	項	1	目	4	地熱対策費	所管	企画課・おんせん天国室											
<p>[浜坂温泉配湯事業会計]</p> <table border="1"> <tr><td>款</td><td>1</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>1</td><td>営業費用</td><td>所管</td><td>上下水道課</td></tr> </table> <p>[七釜温泉配湯事業会計]</p> <table border="1"> <tr><td>款</td><td>1</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>1</td><td>一般管理費</td><td>所管</td><td>上下水道課</td></tr> </table> <p>(継続) 温泉配湯事業</p> <p>浜坂、七釜の優れた泉質と湯量を持つ温泉を適正に管理し、全国的にも珍しい温泉配湯を安定的に行います。</p>	款	1	項	1	目	1	営業費用	所管	上下水道課	款	1	項	1	目	1	一般管理費	所管	上下水道課	61,444
款	1	項	1	目	1	営業費用	所管	上下水道課											
款	1	項	1	目	1	一般管理費	所管	上下水道課											
	<p>[浜坂温泉配湯事業会計]</p> <table border="1"> <tr><td>款</td><td>1</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>1</td><td>建設改良費</td><td>所管</td><td>上下水道課</td></tr> </table> <p>(継続) 温泉配湯管布設替事業</p> <p>浜坂駅港湾線の道路改良工事に合わせ、老朽化した温泉配湯管等を計画的に更新することで災害への対応を図るとともに、温泉の安定供給に努めます。</p>	款	1	項	1	目	1	建設改良費	所管	上下水道課	15,000								
款	1	項	1	目	1	建設改良費	所管	上下水道課											

6. 住民と行政が夢をふくらませるまち

(単位:千円)

主要施策名	事業名及び主な事業の内容	予算額																																				
(1)参画と協働の推進	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">款</td> <td style="width: 10%;">2</td> <td style="width: 10%;">項</td> <td style="width: 10%;">1</td> <td style="width: 10%;">目</td> <td style="width: 10%;">1</td> <td style="width: 10%;">一般管理費</td> <td style="width: 10%;">所管</td> <td style="width: 10%;">総務課</td> </tr> </table> <p>(新規) 特別表彰事業 地域の住民団体のリーダーとして元気なまちづくりを積極的に進め、その功績が顕著であった方を対象に表彰を行います。 *表彰式(予定) 令和6年11月3日(日) ※5年ごとに実施</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">款</td> <td style="width: 10%;">2</td> <td style="width: 10%;">項</td> <td style="width: 10%;">1</td> <td style="width: 10%;">目</td> <td style="width: 10%;">5</td> <td style="width: 10%;">企画費</td> <td style="width: 10%;">所管</td> <td style="width: 10%;">企画課</td> </tr> </table> <p>(継続) コミュニティ支援事業 過疎化・高齢化により集落機能が低下する中、地域における暮らしを守るために、集落の枠組みを越えて広い範囲でコミュニティの活性化を図る新しい地域コミュニティ(地域運営組織)づくりを推進します。 また、地域運営組織を設立した地域(準備段階も含む)に集落支援員等を配置するとともに、コミュニティ支援に必要となる人材の発掘、育成、確保など、体制整備を図ります。 *集落支援員配置: 5名 (奥八田、八田、諸寄、浜坂自治区、春来)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">款</td> <td style="width: 10%;">2</td> <td style="width: 10%;">項</td> <td style="width: 10%;">1</td> <td style="width: 10%;">目</td> <td style="width: 10%;">5</td> <td style="width: 10%;">企画費</td> <td style="width: 10%;">所管</td> <td style="width: 10%;">企画課</td> </tr> </table> <p>(継続) 地域振興事業 地域コミュニティの充実を図るため、区及び町内会が行うコミュニティ施設整備や街路灯設置等の地域の取組を支援します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">款</td> <td style="width: 10%;">10</td> <td style="width: 10%;">項</td> <td style="width: 10%;">4</td> <td style="width: 10%;">目</td> <td style="width: 10%;">2</td> <td style="width: 10%;">社会教育振興費</td> <td style="width: 10%;">所管</td> <td style="width: 10%;">生涯教育課</td> </tr> </table> <p>(継続) 二十歳のつどい実施事業 新温泉町で生まれ育った若者が二十歳を迎えたことを町を挙げて祝福し、激励するとともに、ふるさとへの親しみや社会に貢献しようとする意欲を育てる契機となるよう、二十歳のつどいを開催します。 *開催日: 令和7年1月12日(日)</p>	款	2	項	1	目	1	一般管理費	所管	総務課	款	2	項	1	目	5	企画費	所管	企画課	款	2	項	1	目	5	企画費	所管	企画課	款	10	項	4	目	2	社会教育振興費	所管	生涯教育課	366
款	2	項	1	目	1	一般管理費	所管	総務課																														
款	2	項	1	目	5	企画費	所管	企画課																														
款	2	項	1	目	5	企画費	所管	企画課																														
款	10	項	4	目	2	社会教育振興費	所管	生涯教育課																														
(2)人権・平和の尊重	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">款</td> <td style="width: 10%;">3</td> <td style="width: 10%;">項</td> <td style="width: 10%;">1</td> <td style="width: 10%;">目</td> <td style="width: 10%;">2</td> <td style="width: 10%;">人権啓発推進費</td> <td style="width: 10%;">所管</td> <td style="width: 10%;">生涯教育課・人権推進室</td> </tr> </table> <p>(継続) 人権啓発推進事業 人権啓発推進条例及び第3次人権施策推進計画に基づき、人権意識の高揚とお互いの人権が尊重され、誇りが持てるまちづくりをめざし、「差別をなくし人権文化をすすめる町民運動」として人権学習会、街頭啓発、人権講演会などを実施し、人権啓発を推進します。 また、第4次男女共同参画社会プランに基づき、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">款</td> <td style="width: 10%;">3</td> <td style="width: 10%;">項</td> <td style="width: 10%;">1</td> <td style="width: 10%;">目</td> <td style="width: 10%;">3</td> <td style="width: 10%;">隣保館費</td> <td style="width: 10%;">所管</td> <td style="width: 10%;">生涯教育課・人権推進室</td> </tr> </table> <p>(継続) 隣保館活動事業 基本的人権の尊重の精神に基づき、福祉の向上や人権啓発・町民交流の拠点となる開かれた隣保館として、人権学習会、教養文化講座、文化会館文化祭、各種人権相談など、学習・啓発・交流事業を実施し、人権教育及び人権啓発を推進します。</p>	款	3	項	1	目	2	人権啓発推進費	所管	生涯教育課・人権推進室	款	3	項	1	目	3	隣保館費	所管	生涯教育課・人権推進室	2,769																		
款	3	項	1	目	2	人権啓発推進費	所管	生涯教育課・人権推進室																														
款	3	項	1	目	3	隣保館費	所管	生涯教育課・人権推進室																														
		23,010																																				

(2)人権・平和の尊重	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>4</td><td>目</td><td>3</td><td>人権教育振興費</td><td>所管</td><td>生涯教育課・人権推進室</td></tr> </table> <p>(継続) 人権学習事業 人権学習にかかる課題解決と人権が尊重される社会の実現をめざし、教育活動や人権に関わる文化創造活動を推進します。 *人権学習事業（ささゆり・ひまわり） *新温泉町人権教育推進協議会交付金 *人権啓発冊子（ひらり）発行事業</p>	款	10	項	4	目	3	人権教育振興費	所管	生涯教育課・人権推進室	4,065																																																						
款	10	項	4	目	3	人権教育振興費	所管	生涯教育課・人権推進室																																																									
(3)行財政改革の推進	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>1</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>1</td><td>議会費</td><td>所管</td><td>議会事務局</td></tr> </table> <p>(新規) 議会タブレット端末導入事業 効率的・効果的な議会運営の拡充並びにペーパーレス化による環境負荷の低減を図るため、タブレット端末を導入します。</p> <table border="1"> <tr><td>款</td><td>2</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>4</td><td>財産管理費</td><td>所管</td><td>総務課</td></tr> </table> <p>(継続) 町有公用車包括管理事業 町有公用車両のメンテナンス（法定点検等）を包括的に業者委託することで、定期点検事務の効率化を図るとともに、保有時の長期的な消耗品の交換や修理・定期点検費用等の維持管理費の削減を図ります。 また、全庁的な車両の共有により、車両の予約状況を一括管理できるほか、今後、共有化により所有車両の縮減を図ります。</p> <table border="1"> <tr><td>款</td><td>2</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>4</td><td>財産管理費</td><td>所管</td><td>総務課</td></tr> </table> <p>(新規) 庁舎トイレ等改修事業 庁舎の計画的な維持管理と利便性向上を図るため、庁舎トイレの洋式化等改修工事を行い、施設利用者が安心して利用できる環境を整備します。</p> <table border="1"> <tr><td>款</td><td>2</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>4</td><td>財産管理費</td><td>所管</td><td>地域振興課</td></tr> </table> <p>(新規) 町民センター（温泉総合支所）空調設備改修事業 新温泉町民センターの計画的な維持管理を図るため、経年劣化により老朽化が著しい空調設備の更新工事を行い、施設利用者が安全かつ安心して利用できる環境を整備します。</p> <table border="1"> <tr><td>款</td><td>2</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>4</td><td>財産管理費</td><td>所管</td><td>総務課</td></tr> <tr><td>款</td><td>7</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>3</td><td>観光費</td><td>所管</td><td>商工観光課</td></tr> </table> <p>(継続) 公共施設除却事業 公共施設等総合管理計画や個別施設計画に基づき、施設の老朽化等により維持管理費用が多額となり、また今後の利活用が見込めない公共施設について計画的に解体を行います。 解体施設：旧シャクナゲセンター、草太園地バンガロー</p> <table border="1"> <tr><td>款</td><td>2</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>5</td><td>企画費</td><td>所管</td><td>企画課</td></tr> </table> <p>(新規) 自治体情報システム標準化対応事業 住民の利便性向上や行政運営の効率化に資するよう、国の「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に基づき、令和7年度中のガバメントクラウド（デジタル庁が調達するクラウド環境）を活用した標準準拠システムへの移行に向け、令和6年度から本格的な準備作業を開始します。</p>	款	1	項	1	目	1	議会費	所管	議会事務局	款	2	項	1	目	4	財産管理費	所管	総務課	款	2	項	1	目	4	財産管理費	所管	総務課	款	2	項	1	目	4	財産管理費	所管	地域振興課	款	2	項	1	目	4	財産管理費	所管	総務課	款	7	項	1	目	3	観光費	所管	商工観光課	款	2	項	1	目	5	企画費	所管	企画課	36,300
款	1	項	1	目	1	議会費	所管	議会事務局																																																									
款	2	項	1	目	4	財産管理費	所管	総務課																																																									
款	2	項	1	目	4	財産管理費	所管	総務課																																																									
款	2	項	1	目	4	財産管理費	所管	地域振興課																																																									
款	2	項	1	目	4	財産管理費	所管	総務課																																																									
款	7	項	1	目	3	観光費	所管	商工観光課																																																									
款	2	項	1	目	5	企画費	所管	企画課																																																									
		55,000																																																															
		32,881																																																															
		340,476																																																															

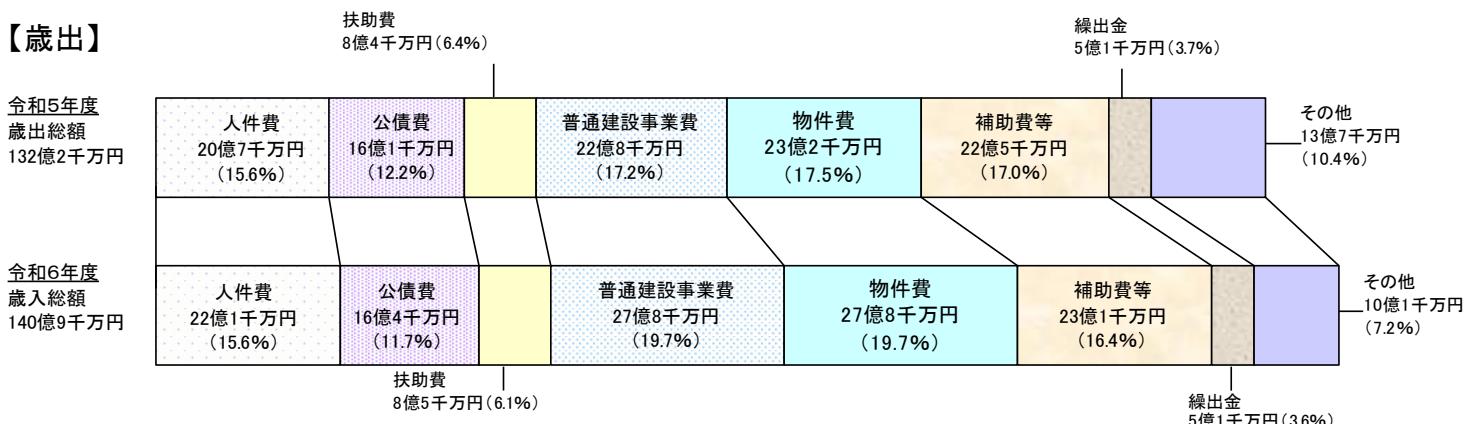
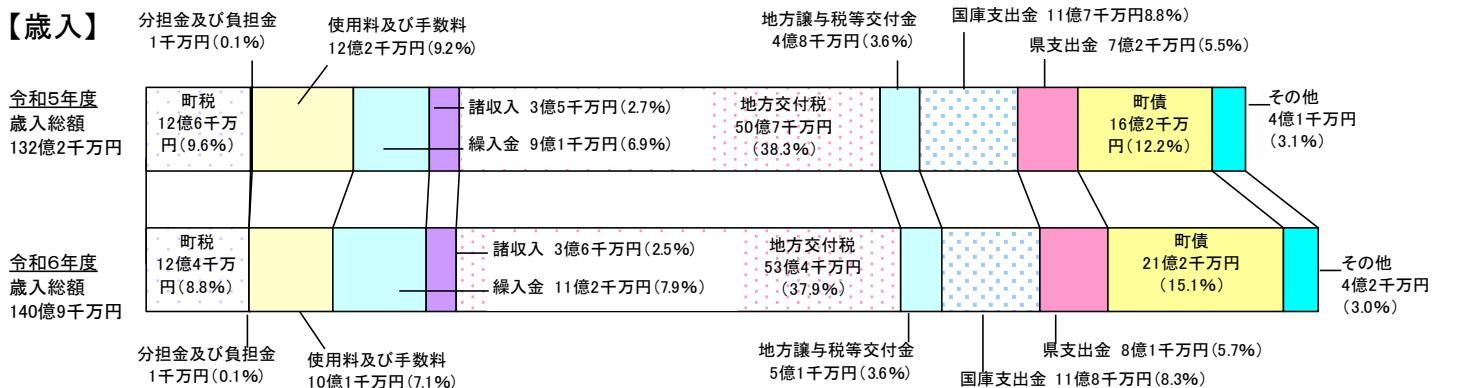
(4)広域連携・交流の強化	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>2</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>5</td><td>企画費</td><td>所管</td><td>企画課</td></tr> </table> <p>(継続) 広域行政事業</p> <p>近隣市町との広域ネットワークの形成を強化し、交流人口の拡大、観光資源の広域的活用、生活基盤の充実など、広域的課題の解決に向けた取組を進めます。また、「但馬定住自立圏」、「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏」の連携をさらに深め、圏域全体の一体的発展を図ります。</p>	款	2	項	1	目	5	企画費	所管	企画課	8,182									
款	2	項	1	目	5	企画費	所管	企画課												
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>2</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>10</td><td>ふるさとづくり推進費</td><td>所管</td><td>商工観光課</td></tr> <tr><td>款</td><td>10</td><td>項</td><td>3</td><td>目</td><td>2</td><td>教育振興費</td><td>所管</td><td>生涯教育課</td></tr> </table> <p>(継続) 国際交流事業</p> <p>【商工観光課】</p> <p>新温泉町国際交流協会を中心とした語学教室等の活動や国際的環境に触れる機会を増やすため、海外留学生のホームステイ受け入れ等支援します。また、台湾屏東県政府と連携し、観光交流を行います。</p> <p>【生涯教育課】</p> <p>中学生の国際意識の醸成を図るため、新型コロナウイルス感染症の影響により中止していた、中学校海外研修及び海外中学生受入事業を5年ぶりに再開し、ニュージーランドの姉妹校と交流を行います。</p>	款	2	項	1	目	10	ふるさとづくり推進費	所管	商工観光課	款	10	項	3	目	2	教育振興費	所管	生涯教育課		
款	2	項	1	目	10	ふるさとづくり推進費	所管	商工観光課												
款	10	項	3	目	2	教育振興費	所管	生涯教育課												
(5)情報発信の強化	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>2</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>10</td><td>ふるさとづくり推進費</td><td>所管</td><td>商工観光課</td></tr> </table> <p>(継続) 地域交流事業</p> <p>いなか体験協議会を中心として、自然体験活動を行う団体や小・中学校などの受け入れに係る体験プログラムを作成してプロモーション等を行い、誘致活動に引き続き取り組みます。</p>	款	2	項	1	目	10	ふるさとづくり推進費	所管	商工観光課	10,116									
款	2	項	1	目	10	ふるさとづくり推進費	所管	商工観光課												
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>6</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>8</td><td>牧場公園費</td><td>所管</td><td>牧場公園課</td></tr> </table> <p>(継続) 但馬牧場公園管理運営事業</p> <p>但馬牛の振興とあわせて、四季折々の豊かな自然、但馬牛はじめとする動物とのふれあい、農産物加工体験などさまざまなコンテンツを要する牧場公園の多面的な機能を生かし、都市と農村との交流促進・地域の活性化を図ります。</p> <p>また、博物館等を活用した但馬牛のPR促進を図るとともに、老朽化施設等の修繕を行うなど、更なる公園の魅力アップに取り組みます。</p>	款	6	項	1	目	8	牧場公園費	所管	牧場公園課											
款	6	項	1	目	8	牧場公園費	所管	牧場公園課												
(5)情報発信の強化	<table border="1"> <tr><td>款</td><td>7</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>9</td><td>ジオパーク館運営費</td><td>所管</td><td>商工観光課</td></tr> <tr><td>款</td><td>7</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>10</td><td>ジオパーク推進費</td><td>所管</td><td>商工観光課</td></tr> </table> <p>(継続) 山陰海岸ジオパーク推進事業</p> <p>山陰海岸ジオパーク館を中核拠点施設として管理運営及び機能の充実を図りながら、山陰海岸ジオパークをより一層活用し、町民がまちに自信と誇りを持てるまちづくりを進めるとともに、観光振興や環境保全、教育活動、地場産業の振興を図ります。</p> <p>また、山陰海岸ジオパーク館、山陰海岸ジオパーク推進協議会、町内ガイド団体等との連携を図ることで、ジオパークの魅力発信に努めます。</p>	款	7	項	1	目	9	ジオパーク館運営費	所管	商工観光課	款	7	項	1	目	10	ジオパーク推進費	所管	商工観光課	124,799
款	7	項	1	目	9	ジオパーク館運営費	所管	商工観光課												
款	7	項	1	目	10	ジオパーク推進費	所管	商工観光課												
<table border="1"> <tr><td>款</td><td>2</td><td>項</td><td>1</td><td>目</td><td>2</td><td>文書広報費</td><td>所管</td><td>企画課</td></tr> </table> <p>(継続) 広報活動事業</p> <p>広報しんおんせん、ホームページ、SNS、行政放送、報道機関への情報提供など各媒体の特性を生かし、効果的な情報発信を行います。</p>	款	2	項	1	目	2	文書広報費	所管	企画課											
款	2	項	1	目	2	文書広報費	所管	企画課												

まちの台所事情

1 普通会計予算の推移

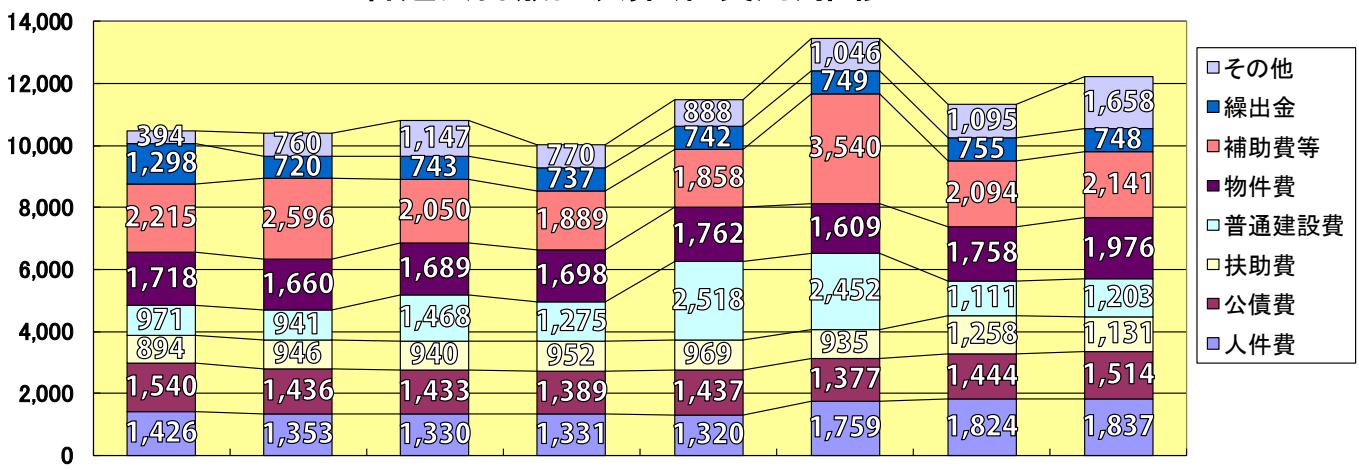
(令和5年度と令和6年度の当初予算比較)

※「普通会計」とは、総務省が定める会計区分のひとつで、一般会計、特別会計など各会計で経理する事業の範囲が自治体ごとに異なっているため、統一的な基準で整理して比較できるようにした統計上の会計区分をいいます。具体的には一般会計、残土処分場事業特別会計（浜坂）をいいます。



百万円

普通会計歳出決算(性質別)推移



※端数処理により合計が一致しない場合があります

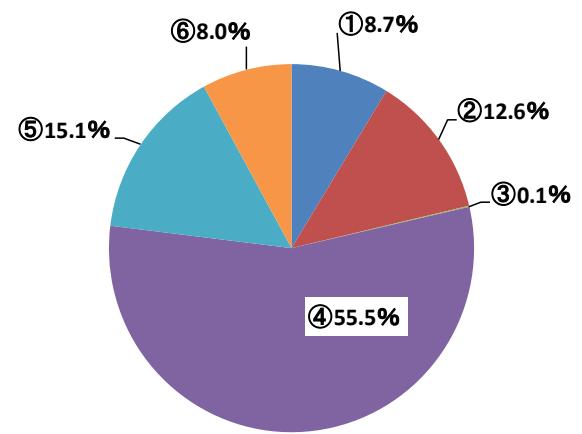
2 町の予算を家計に例えてみると…

令和6年度の新温泉町の普通会計予算 140億9千万円を、新温泉町に住んでいる人の1人あたりの家計簿に例えてみると・・・

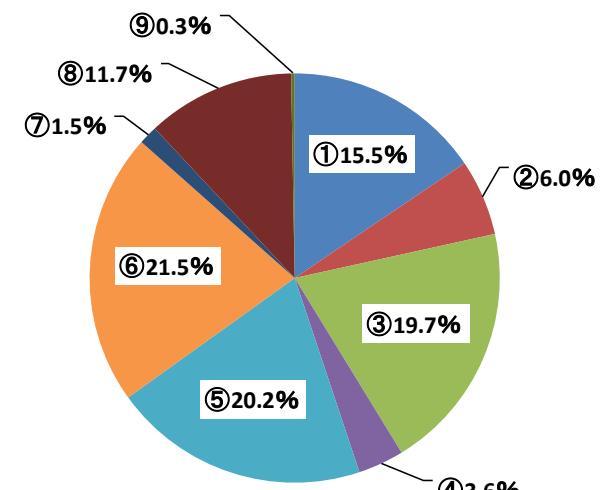
※家計簿の例えは、令和6年3月1日（住民基本台帳人口 13,048人）で計算

【新温泉さんの家族】 夫婦と子ども2人

収入	1人当たり	町予算 (年間予算)
①給料 (町税)	95,000円	12億4千万円
②賃地の賃貸料 (使用料・手数料等)	136,000円	17億8千万円
③財産の運用・売却益 (財産収入)	1,000円	1千万円
④親からの援助など (地方交付税、国・県支出金等)	600,000円	78億3千万円
⑤銀行からの借り入れ(車・住宅ローン) (町債)	163,000円	21億1千万円
⑥貯金の引き出し (繰入金)	86,000円	11億2千万円
合計	1,081,000円	140億9千万円



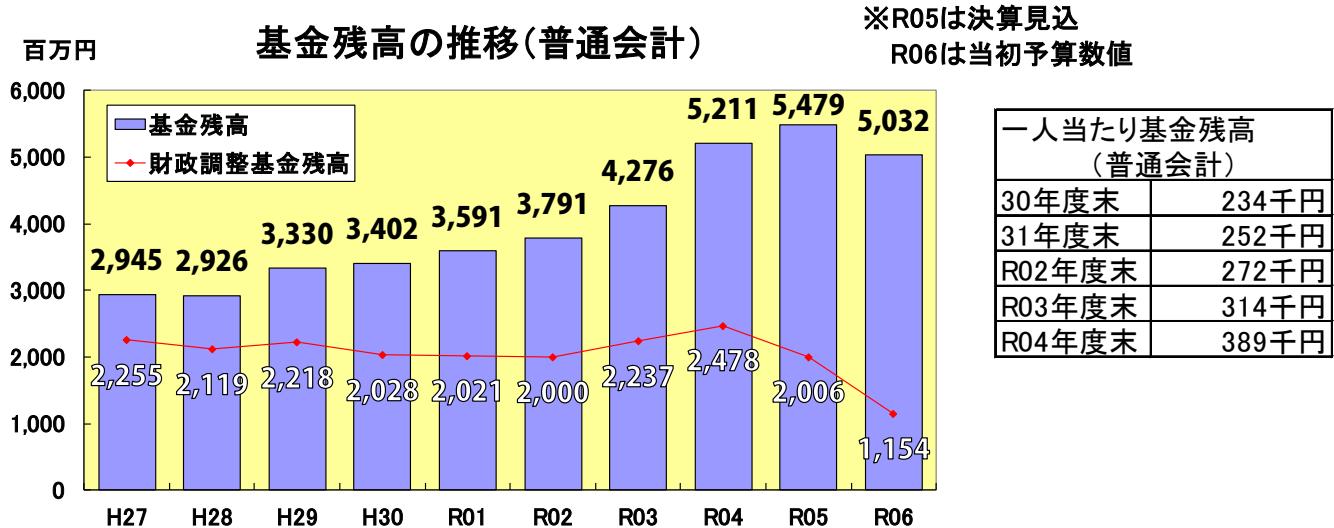
支出	1人当たり	町予算 (年間予算)
①食費 (人件費)	169,000円	22億0千万円
②医療費・教育費・保育料等 (扶助費)	65,000円	8億5千万円
③光熱水費・電話代・生活用品等 (物件費)	213,000円	27億8千万円
④子どもへの仕送り (繰出金)	39,000円	5億1千万円
⑤サークル等の会費・知人への援助 (補助費等及び出資・貸付金)	218,000円	28億4千万円
⑥自宅の増改築・車や電気製品の購入等 (普通建設事業費・維持補修費)	232,000円	30億2千万円
⑦貯金の積立て (積立金)	16,000円	2億0千万円
⑧車などのローンの返済 (公債費)	126,000円	16億4千万円
⑨その他 (予備費)	3,000円	3千万円
合計	1,081,000円	140億9千万円



3 貯金の状況

貯金（基金）のうち使途が限定されていない財政調整基金は、令和4年度末で約25億円となりましたが、経費節減等で決算剩余金が生じることにより、それを積み立てた結果、令和5年度末で約20億

1,000万円となる見込みです。また、令和6年度予算においては財源確保のため8億5,300万円財政調整基金を活用することとなりました。



【基金残高の状況】

(単位:千円)

基金名	令和4年度末 現在高	令和5年度末 現在高見込額 (A)	令和6年度		令和6年度末 現在高見込額 (A)+(B)-(C)
			積立予定額 (B)	取崩予定額 (C)	
① 財政調整基金	2,478,122	2,005,855	1,436	853,000	1,154,291
② 減債基金	817,823	796,813	320	85,400	711,733
③ 特定目的基金	ふるさと水と土対策基金	1,277	878	1	879
	地域福祉基金	54	54		54
	海岸環境美化基金	79	79		79
	地域振興基金	1,150,000	1,150,000		1,150,000
	和泉谷残土処分場基金	400,000	1,187,569	466,666	1 1,654,234
	二日市温泉配湯事業施設整備基金	381	382	1	383
	ふるさとづくり基金	295,640	276,912	200,175	172,200
	森林環境基金	33,911	31,804	1,081	32,885
	交通安全対策基金	34,094	28,411	4	6,000
計 ①～③ (普通会計)	5,211,381	5,478,757	669,684	1,116,601	5,031,840
④ 土地開発基金 (現金のみ)	49,826	49,829	2		49,831
計 ①～④	5,261,207	5,528,586	669,686	1,116,601	5,081,671
⑤ 国民健康保険財政調整運用基金	270,400	217,344	42	1	217,385
⑥ 国民健康保険直営診療所基金	110	110			110
⑦ 介護保険給付費準備基金	220,585	212,710	43	19,037	193,716
⑧ 七釜温泉配湯事業施設整備基金	31,819	35,292	2	850	34,444
合計 ①～⑧	5,784,121	5,994,042	669,773	1,136,489	5,527,326

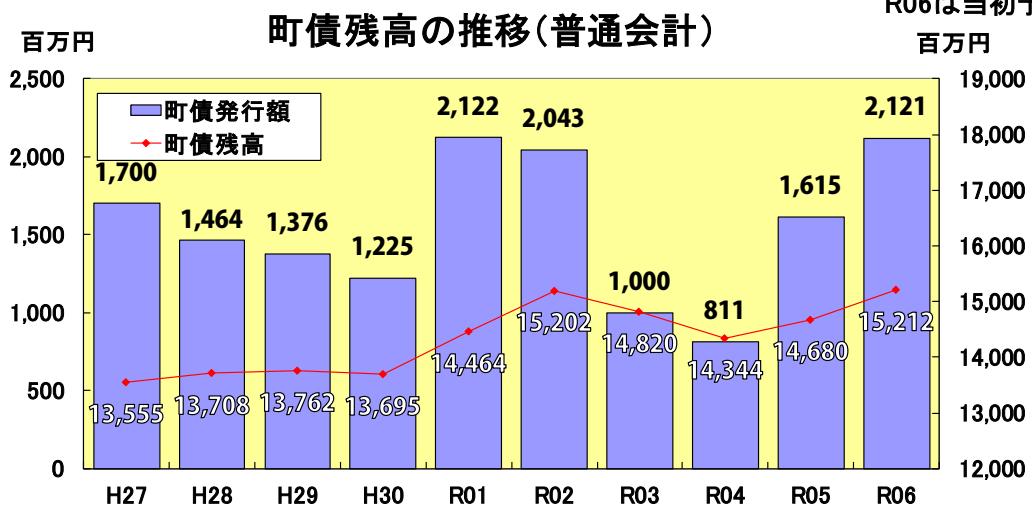
4 借金の状況

町の借金は、令和4年度末現在で全会計合わせると約215億円（令和3年度末224億円）、町民一人当たり約160万円（同164万円）となり、普通会計の借金は約143億円（同148億円）で、町民一人当たり約107万円（同109万円）となっています。財政健全化のため、有利な財源

である合併特例債、過疎対策事業債を活用していくなど適切な管理を行います。

一人当たり町債残高 (普通会計)	
30年度末	939千円
31年度末	1,012千円
R02年度末	1,089千円
R03年度末	1,088千円
R04年度末	1,057千円

※R05は決算見込
R06は当初予算数値



【町債残高の状況】

(単位: 千円)

区分	令和4年度末 現在残高	令和5年度末 現在残高見込	令和6年度末 現在残高見込
一般会計	13,139,312	13,657,390	14,371,000
浜坂地区残土処分場事業特別会計	1,204,188	1,023,065	841,416
① 小計 (普通会計)	14,343,500	14,680,455	15,212,416
国民健康保険事業特別会計	13,228	10,588	12,437
下水道事業特別会計	3,399,545	3,125,813	2,881,585
浜坂温泉配湯事業会計	69,000	104,213	116,570
水道事業会計	2,601,295	2,490,330	2,464,598
公立浜坂病院事業会計	1,062,599	998,974	1,030,701
② 小計	7,145,667	6,729,918	6,505,891
①+② 合計	21,489,167	21,410,373	21,718,307

◆町債とは・・・

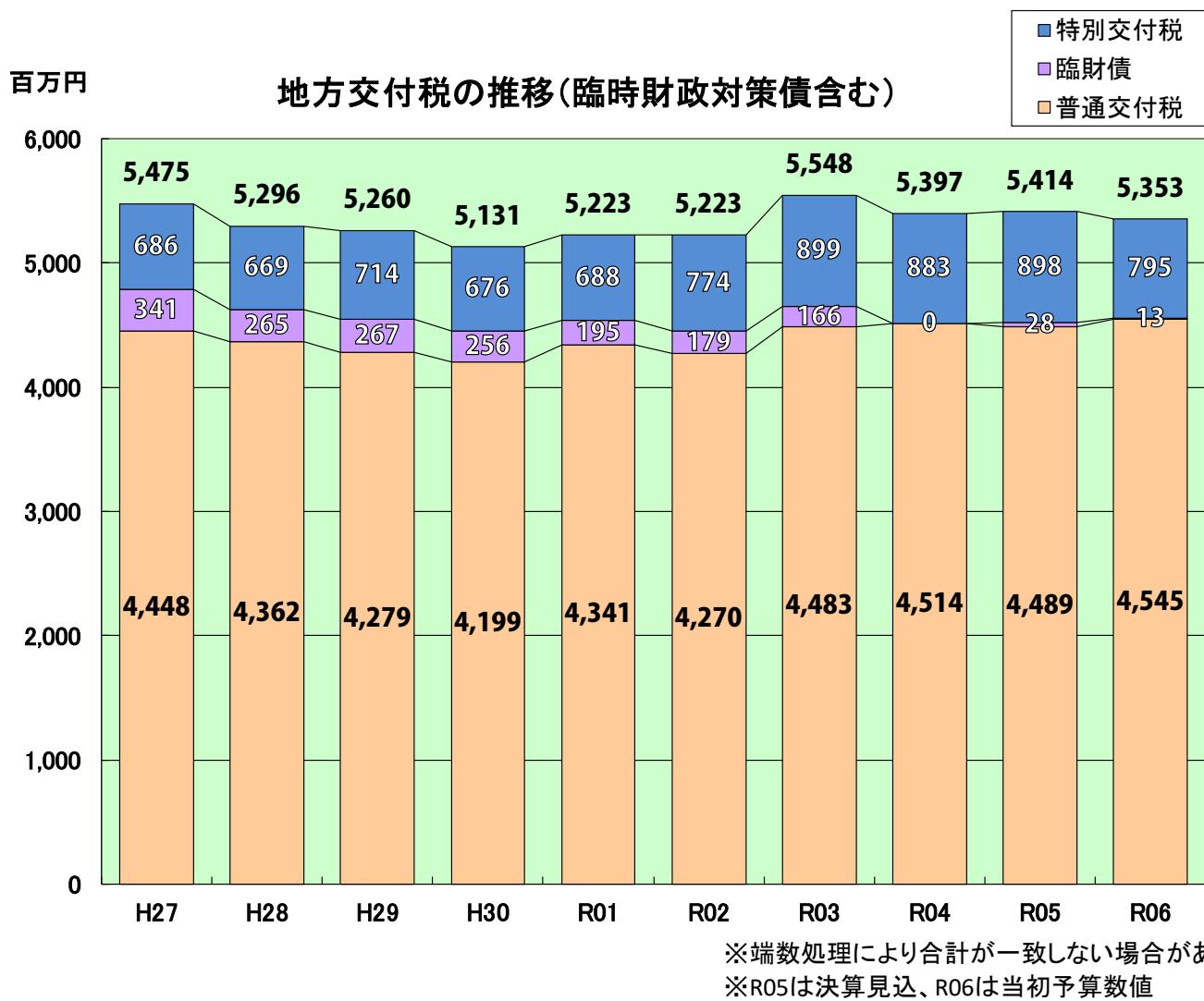
町債は、学校や道路、下水道などの多額の経費を要する建設事業を行うための借金であり、長期間町民に活用されるため、建設時の町民だけに負担してもらうのではなく、次の世代にも負担を求め、世代間でこれらの事業に対する負担の公平を

図るもので。町債を発行して事業を行いつつ、町債の中でも、償還額の一部に対して交付税が算入される有利な町債を活用していくことも大切です。ただし、財政健全化のため借金の残高を減らすことも重要です。

5 地方交付税・町税の状況

地方交付税には、普通交付税と特別交付税があります。普通交付税では、「地域デジタル社会推進費」及び「地域社会再生事業費」が引き続き措置されることや普通交付税の代替財源である臨時財政対策債の普通交付税への振替等を勘案し、前年度から1億3,500万円の増額を見込みます。

町税は、コロナ渦からの社会経済活動の回復や国の定額減税による減収等を勘案した結果、前年度比2,853万円減の12億3,690万円を見込みます。



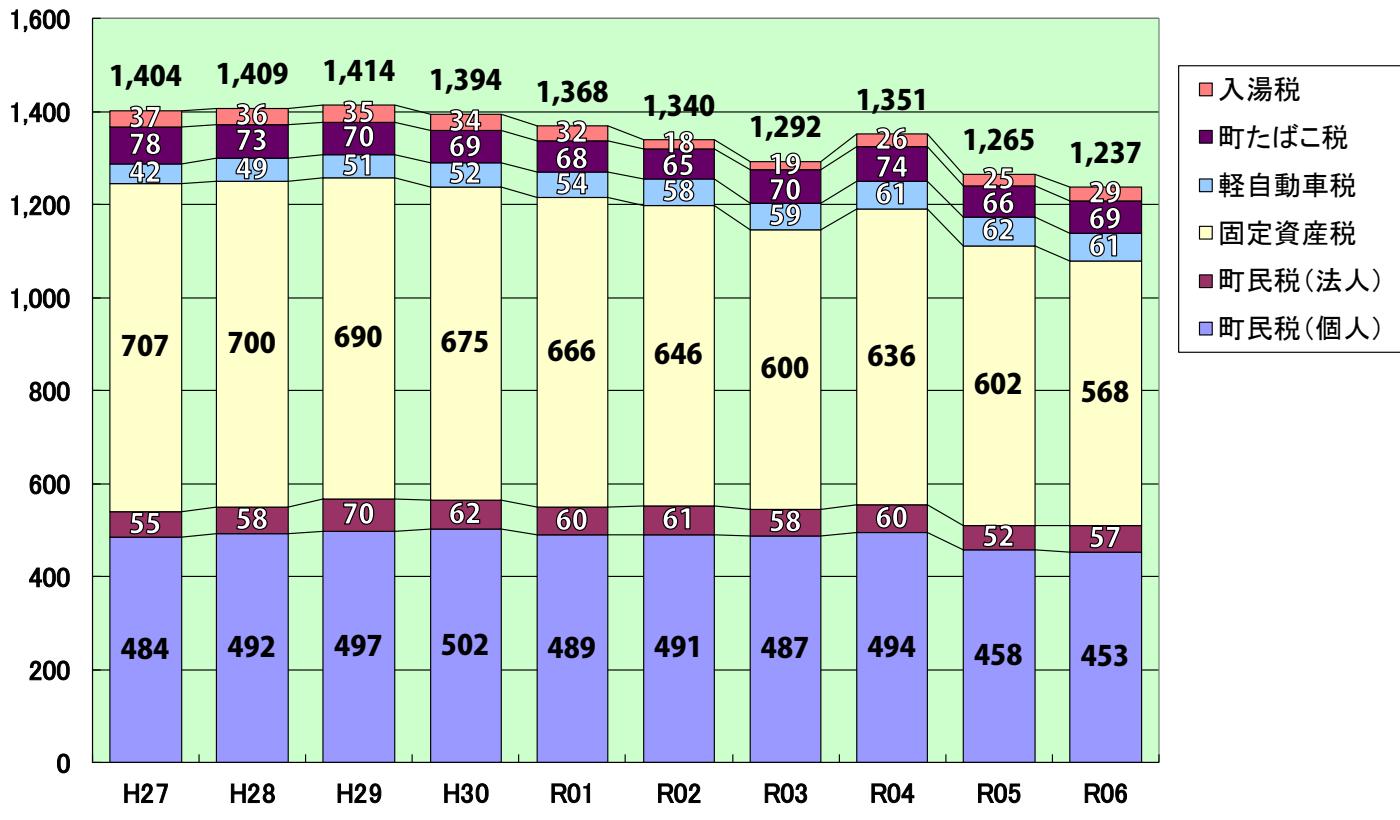
臨時財政対策債とは・・・

地方の財源不足を補てんするため特例的に認められる地方債です。従来は、この財源不足額を補てんするため、国が地方交付税特別会計で借り入れし、地方交付税として地方自治体に配分してきました。

平成13年から自治体自ら直接借り入れる方式に切り替えられました。これを「臨時財政対策債」といいます。

百万円

町税の推移



※R05は決算見込

R06は当初予算数値

※端数処理により合計が一致しない場合があります

6 財政指標の状況

項目	30年度	R01年度	R02年度	R03年度	R04年度
経常収支比率	85.3%	85.6%	87.3%	84.8%	87.8%
実質公債費比率	10.2%	10.6%	10.8%	11.0%	11.1%
将来負担比率	72.6%	84.6%	89.9%	65.0%	28.2%
標準財政規模	6,201百万円	6,283百万円	6,238百万円	6,446百万円	6,351百万円

【用語解説】

経常収支比率	人件費（食費）、扶助費（医療費等）、公債費（借金の返済）などの義務的な経常経費に、町税（給料）や普通交付税（親からの援助）などの経常的収入がどれだけ充当されているかを示します。数値が高くなるほど財政の自由度、健全性が失われていることを示します。
	※例えば、10万円の収入のうち、Aさんは生活費など必ず必要な経費が9万円とすると、経常収支比率は9万円÷10万円=90%となります。Bさんは生活費など必ず必要な経費が7万円とすると、経常収支比率は70%となり、Bさんの方が自由に使えるお金が多いということになります。
実質公債費比率	一般会計等の普通会計に加え、上下水道、病院などの公営企業会計等（子どもへの仕送り）を加えた町全体の実質的な債務をもとに算出します。3か年の平均値が18%以上になると起債の許可が必要となり、25%以上なら起債が制限されます。
標準財政規模	地方自治体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源（※）の規模を示す数値 ※一般財源とは、歳入のうち町税などのように使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる資金のことです。
将来負担比率	一般会計等が、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合で、数値が高くなるほど悪化、将来的な財政運営を圧迫する可能性を示すものです。

**－令和6年度新温泉町予算説明書－
「まちを知る 考える 参画する」私たちの新温泉町**

発行 新温泉町／編集 企画課
〒 669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂 2673 番地の 1
電 話 (0796) 82-3111(代)／F A X (0796)82-3054
町ホームページ <https://www.town.shinonsen.hyogo.jp/>

おんせん巡天国